

第6次府中市男女共同参画計画

男女が共に参画するまち 府中プラン

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)



府中市

第6次府中市男女共同参画計画

男女が共に参画するまち
府中プラン

府 中 市

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、歴史にはぐくまれたふるさと府中を誇りとし、性別を超え、世代を超えて、互いに人として尊重し合い、共にいきいきと輝くまちをつくり続けるために「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 わたしたちは 男女が共に 社会のあらゆる分野に平等に参画するまちをつくります
- 1 わたしたちは 一人ひとりが自立し 認め合い 心豊かに暮らせるまちをつくります
- 1 わたしたちは 職場・地域・家庭において 男女が共に責任を分かち合うまちをつくります
- 1 わたしたちは 国際社会の一員として 平和を愛するまちをつくります

平成 11 年 11 月 3 日

府 中 市

はじめに



国際婦人年（1975年）から45年が経過し、国の内外において女性の地位向上と男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきました。

近年では、人口の減少、少子高齢化の進行、家族形態・就労環境の変化、高度情報化・国際化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は急速に変化しております。

しかしながら、未だに社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が根強く残っており、そのために、家庭や職場、地域、学校といった様々な場面において取り組むべき問題が多く存在します。

本市におきましては、1986（昭和61）年以来、5次にわたって男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して積極的に施策を推進してまいりました。平成11年11月には、21世紀のまちづくりの指針ともいえる「府中市男女共同参画都市宣言」を行い、平成31年4月には、男女共同参画の推進を図るための活動拠点として平成7年2月に開設された「スクエア21・女性センター」を男女共同参画センター「フチュール」へ名称を変更し、近年の課題である男性中心型労働慣行等の改善や男性の家事・育児・介護参画の促進などに取り組んでまいりました。

また、市の最上位計画である第6次府中市総合計画では、男女共同参画の推進に向けた将来像として、職場・地域・家庭において男女が共に責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に平等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮すること、男女共同参画について、一人ひとりが自覚を持ち、お互い理解し支え合うことを掲げています。

このたび策定した第6次府中市男女共同参画計画は、平成27年に策定した第5次計画を踏まえ、本市における男女共同参画に関する各分野にわたる施策を総合的かつ、計画的に推進するための基本的な計画です。また、平成26年1月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、第5次計画から引き続き、本計画中に、府中市における配偶者暴力対策基本計画を位置づけるほか、平成27年8月制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、府中市における女性活躍推進計画を新たに位置付け、総合的に取り組んでまいります。

男女共同参画社会は、市民の皆様と市が一体になって取り組むことにより実現するものです。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたりまして、計画の見直しに関するご提言をいただきました第2期府中市男女共同参画推進協議会委員の皆様、並びにパブリック・コメント手続き等で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年4月

府中市長 高野 律 雄

目 次

はじめに

計画の基本的な考え方.....	2
計画の基本理念.....	2
計画の期間.....	2
計画の性格.....	2
計画の目標.....	3
目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画.....	3
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進.....	4
目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成.....	4
目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり.....	5
配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画の策定.....	5
男女が共に参画するまち府中プラン 体系図.....	6
目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画.....	10
課題1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり 女性活躍推進計画	10
(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	13
(2)地域活動における男女共同参画の推進.....	13
(3)安全・防災対策の推進.....	14
課題2 労働の場における男女共同参画 女性活躍推進計画	15
(1)就業のための支援.....	17
(2)職場での女性の活躍推進.....	17
(3)市職員の男女共同参画の推進.....	18
課題3 教育の場における男女共同参画.....	19
(1)学校における男女共同参画の推進.....	21
課題4 市民協働における男女共同参画.....	22
(1)市民活動の支援と人材育成.....	23
課題5 国際社会への貢献.....	24
(1)国際理解と国際交流の推進.....	25
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進.....	26
課題1 仕事と生活の両立支援.....	26
(1)職場と家庭における環境づくり.....	30
課題2 子育て支援・介護支援.....	31
(1)保育サービス等の充実.....	34
(2)ひとり親家庭への支援.....	35
(3)地域での子育て支援.....	35
(4)高齢者・障害者・介護者支援等の充実.....	36

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成	37
課題1 配偶者等からの暴力の防止 配偶者暴力対策基本計画	37
(1)暴力の根絶に向けた取組の推進	41
(2)被害者に対する支援の充実	42
(3)自立支援体制の確立	42
課題2 人権の尊重	43
(1)家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進	45
(2)セクシュアルハラスメント等防止の推進	46
(3)性的マイノリティへの理解促進と支援	47
(4)平和・人権意識の啓発の推進	47
課題3 生涯を通じた健康支援	48
(1)性別・年代別に応じた健康保持・増進支援	49
課題4 相談体制の充実	50
(1)相談窓口の充実	51
目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり.....	52
課題1 男女共同参画意識の普及・啓発	52
(1)広報・啓発活動の充実	55
(2)情報の収集・提供	56
(3)推進体制の充実	56
参考資料	
国際婦人年以降の女性の問題解決に向けての主な動き	58
男女共同参画社会基本法	68
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	81

計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法を基本理念とし、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を推進します。

日本国憲法は「個人の尊厳と両性の本質的平等」（第24条2項）をはじめ、性による差別を含む一切の差別を禁止し、全ての国民は「法の下に平等」（第14条）であり、その基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」（第11条）として保障しています。

そして、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重と男女が対等な立場で責任を担う社会の実現」に向け、国、地方公共団体及び国民の責務を明示して、社会のあらゆる場においての男女共同参画の実現をうたっています。

以上を基本として、男女が性別にかかわらず、職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場に平等に参画でき、一人ひとりの個性や能力が存分に発揮され、共に喜びと責任を分かち合い、自分らしく豊かに生きることのできる社会を目指します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

ただし、男女共同参画社会の実現の推進をめぐる国内外の社会情勢や状況の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の性格

- 1 本計画は、男女共同参画社会実現に向けた市の基本的な考え方を示すとともに、関連する施策を総合的、計画的に推進するものです。

本計画を推進するための具体的な事業については、毎年度、関係部課で予定している事業計画を体系的に集約し、緊密な連携を図りながら、効果的に推進します。

- 2 本計画は、府中市婦人行動計画、府中市女性行動計画、第3次、第4次、第5次府中市男女共同参画計画を引き継ぎ、府中市総合計画を上位計画として、府中市男女共同参画推進協議会の報告書や「府中市男女共同参画に関する意識調査報告書」により、市民の意見を十分尊重して策定したものです。

計画の目標

本計画は、次の4つを目標とし、総合的な施策の展開を図ります。

目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

女性の社会参画は着実に進んでいますが、政策・方針決定の場をはじめ、各分野における現在の日本の女性の参画状況は、国際的に見ても低い水準にあります。

男女共同参画社会を形成するためには、女性も男性も、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担っていくことが前提条件となりますが、現在の日本の女性の参画状況は、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）^{1*}によると、世界153か国中121位（令和元年）と、女性の個性や能力が十分にいかされていないといえませんが、

図表1 GGI（ジェンダー・ギャップ指数）の上位国及び主な国の順位

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877	15	フランス	0.781
2	ノルウェー	0.842	19	カナダ	0.772
3	フィンランド	0.832	21	英国	0.767
4	スウェーデン	0.820	53	米国	0.724
5	ニカラグア	0.804	76	イタリア	0.707
6	ニュージーランド	0.799	81	ロシア	0.706
7	アイルランド	0.798	106	中国	0.676
8	スペイン	0.795	108	韓国	0.672
9	ルワンダ	0.791	120	アラブ首長国連邦	0.655
10	ドイツ	0.787	121	日本	0.652

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2019」より作成

特に女性比率が低い政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重要な課題であり、府中市の審議会等においても女性の参画をさらに促すとともに、管理職や審議会等への積極的な登用促進が必要です。また、職場における女性の活躍推進や、近年の大規模災害の発生等により、地域における災害対策への関心が高まっていることから、地域活動・防災活動の場における男女共同参画の推進、男女共同参画意識を育む次世代の教育など、あらゆる分野における女性の活躍の推進が必要です。それにより、国際社会の一員として共に協力しながら、多様性を認め合い、それぞれ個性や能力をいかせる社会の実現を目指します。

なお、この計画の目標Ⅰ課題1「社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり」及び課題2「労働の場における男女共同参画」の各施策は、平成27年度に成立した「女性の職業生活における活躍に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、府中市における「女性活躍推進計画」に該当するものです。

- 課題-
- 1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり
 - 2 労働の場における男女共同参画
 - 3 教育の場における男女共同参画
 - 4 市民協働における男女共同参画
 - 5 国際社会への貢献

¹ 「世界経済フォーラム」が各国における男女格差を算定しているものです。本指数は、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。（内閣府男女共同参画局 HP）

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭、地域活動にバランスよく参画できる環境づくりが必要となりますが、私たちの意識の中に根強く残る、男は仕事、女は家事・育児・介護等を担うという固定的な性別役割分担意識^{2*}が、女性の長期就労を阻む一因ともなっています。

性別、年齢、既婚・未婚、子どもの有無、働き方を問わず、自分らしく生きることができ、共に職業生活、家庭生活、地域生活を両立していくためには、男性の家事・育児・介護参加のみならず、長時間労働の是正を促すことや、育児・介護サービスの充実等が必要です。

- 課題- 1 仕事と生活の両立支援
- 2 子育て支援・介護支援

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

配偶者や交際相手に対する暴力やセクシュアルハラスメントは、基本的人権を著しく侵害するものです。女性や子どもに対する暴力に関する法整備により、家庭内における暴力も基本的人権の侵害であるという認識が徐々に広まってきていますが、一方で、重大な犯罪行為を含む女性や子どもに対する暴力は後を絶ちません。暴力が人権を著しく侵害するもので犯罪であるという認識を広く社会に徹底させ、暴力の防止に努めるとともに、被害者の自立を支援していくことが必要です。

誰もが、生涯にわたって精神と身体の安全が保障される社会づくりが求められ、各人が互いの身体的特徴を理解し、人権を尊重し、相手に対して思いやりを持つことが必要となります。性別にかかわらず、生涯を通じて健康を自己管理するために、正確な知識や情報を入手し、自己決定できるよう健康支援が必要であるという考えの下、正しい性知識取得のための啓発とともに、相談窓口の充実などに努めます。

なお、この計画の目標Ⅲ課題1「配偶者等からの暴力の防止」各施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年1月改定）」第2条の3第3項に基づく、府中市における「配偶者暴力対策基本計画」に該当するものです。

- 課題- 1 配偶者等からの暴力の防止
- 2 人権の尊重
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 相談体制の充実

² 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方のことです。（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」）

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり

男女格差を是正する法律や制度の整備も進み、様々な分野で女性の活躍の場が広がっているものの、長い間私たちの意識の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会構造や生活文化・慣習は、いまだ根強く残っています。

平成30年9月に実施した「府中市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果を見ると、家庭における男女の在り方の理想と現状にはまだ大きな差があり、また、男女共同参画に関することへの意識・関心が高くないことが分かります。このため、女性だけでなく男性に対しての啓発も重視し、男女共同参画社会の実現が男女両方の課題であるという認識を広めるなど、さらに意識啓発を進めていくことが必要です。

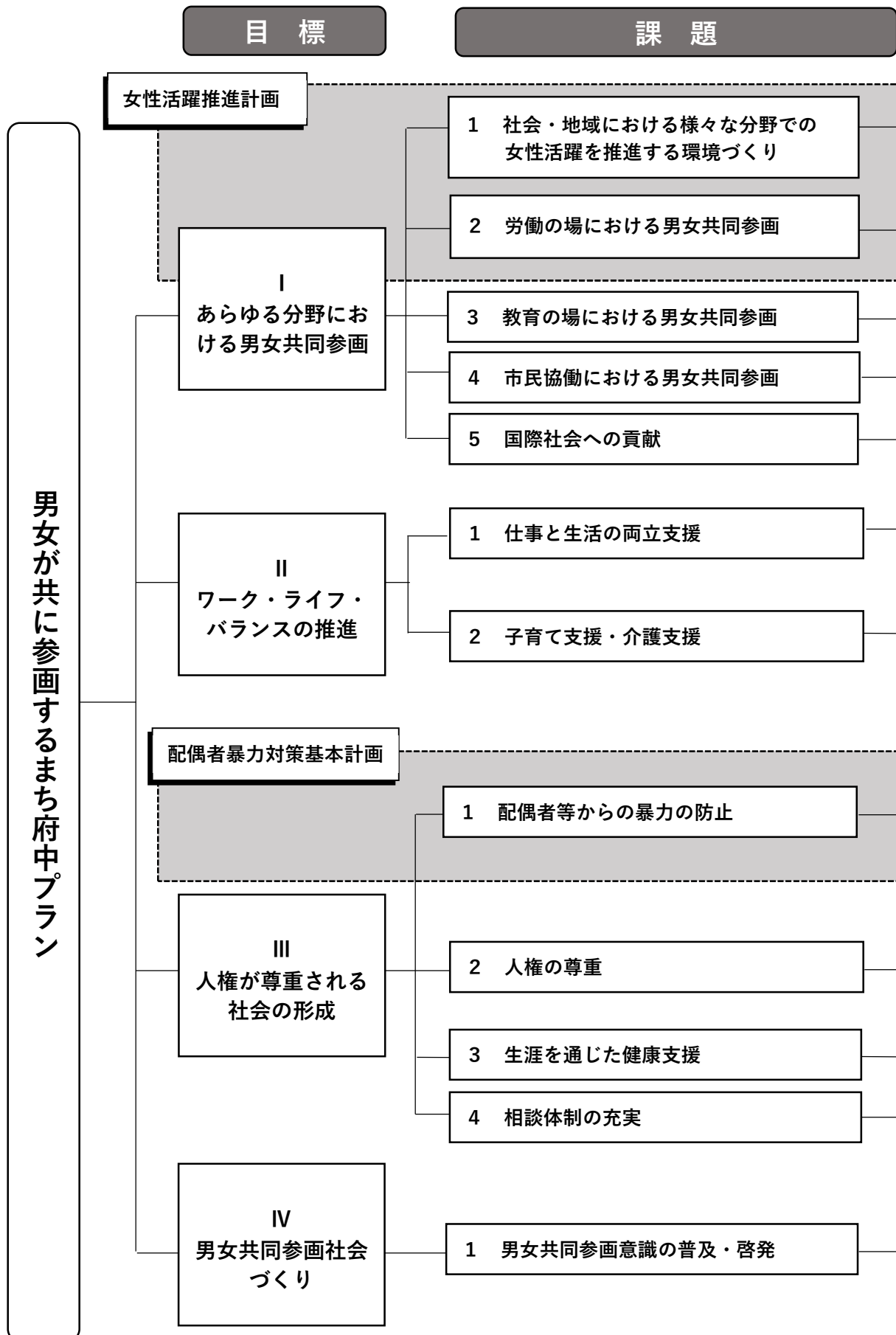
また、男女共同参画を進めるため、男女共同参画センター「フューラル」を活動拠点としながら、市民参加による「府中市男女共同参画推進協議会」と市役所の横断的組織である「府中市男女共同参画推進本部」との連携を深め、府中市市政世論調査（以下「世論調査」という。）及び「意識調査」の要望に見られるような市民ニーズに応える施策の充実を図ります。

-課題- 1 男女共同参画意識の普及・啓発

配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画の策定

第5次府中市男女共同参画計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年1月改定）」に基づき、府中市における配偶者暴力対策基本計画を策定しました。第6次計画では、引き続き、暴力の根絶に向けた取組の推進、被害者に対する支援の充実、自立支援体制の確立を図ることとします。また、第6次計画から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年8月制定）」に基づき、府中市における女性活躍推進計画を新たに位置付け、女性の活躍に向けた取組の推進を図ることとします。

男女が共に参画するまち府中プラン 体系図



施 策

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 安全・防災対策の推進

- (1) 就業のための支援
- (2) 職場での女性の活躍推進
- (3) 市職員の男女共同参画の推進

- (1) 学校における男女共同参画の推進

- (1) 市民活動の支援と人材育成

- (1) 国際理解と国際交流の推進

- (1) 職場と家庭における環境づくり

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 地域での子育て支援
- (4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実

- (1) 暴力の根絶に向けた取組の推進
- (2) 被害者に対する支援の充実
- (3) 自立支援体制の確立

- (1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進
- (2) セクシュアルハラスメント等防止の推進
- (3) 性的マイノリティへの理解促進と支援
- (4) 平和・人権意識の啓発の推進

- (1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援

- (1) 相談窓口の充実

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 情報の収集・提供
- (3) 推進体制の充実

計画の内容

目標 I あらゆる分野における男女共同参画

課題 1 社会・地域における様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり

女性活躍推進計画

【現状と課題】

「意識調査」では、家庭生活・職場・学校教育・地域社会など様々な分野で男女の地位の平等感は、全体的に低くなっています。国や都の調査と比較しても、府中市の平等感と開きがあります。

図表2 男女の地位評価

【東京都と国との比較ー「男女の地位・立場は平等になっている」の全体の％ー】

	府中市	東京都	国
(1) 家庭生活の場で	32.4	40.4	47.4
(2) 職場で	23.2	22.9	29.7
(3) 学校教育の場で	46.9	76.3	66.4
(4) 地域社会（町会・自治会など）で	29.3	46.2	47.2
(5) 政治の場で	6.9	16.8	18.9
(6) 法律や制度の上で	22.7	40.0	40.8
(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで	8.5	21.0	21.8

市:府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

東京都:男女共同参画社会に関する世論調査(平成27年)

国:男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年)

府中市の女性議員の割合を見ると、2割強を占めています。国・都と比較すると、東京都は3割弱と高く、国（衆議院）は約1割と低いですが、国（参議院）は約2割となっています。

図表3 府中市における女性議員の割合【東京都と国との比較】

	府中市(令和元年 7月1日現在)	東京都(平成30年 12月31日現在)	国(平成29年12月1日現在)	
			衆議院	参議院
議会に占める 女性の割合	23.3%	28.6%	10.1%	20.7%

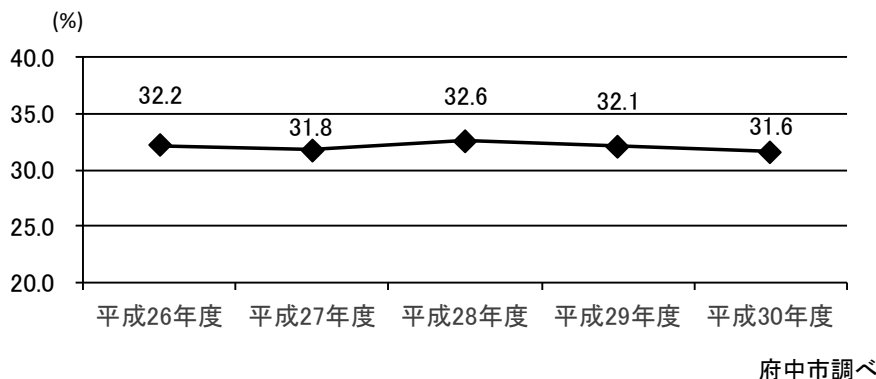
東京都:全国女性の参画マップ(令和元年6月)

国:「女性の政治参画マップ2018」(平成30年2月)

府中市調べ

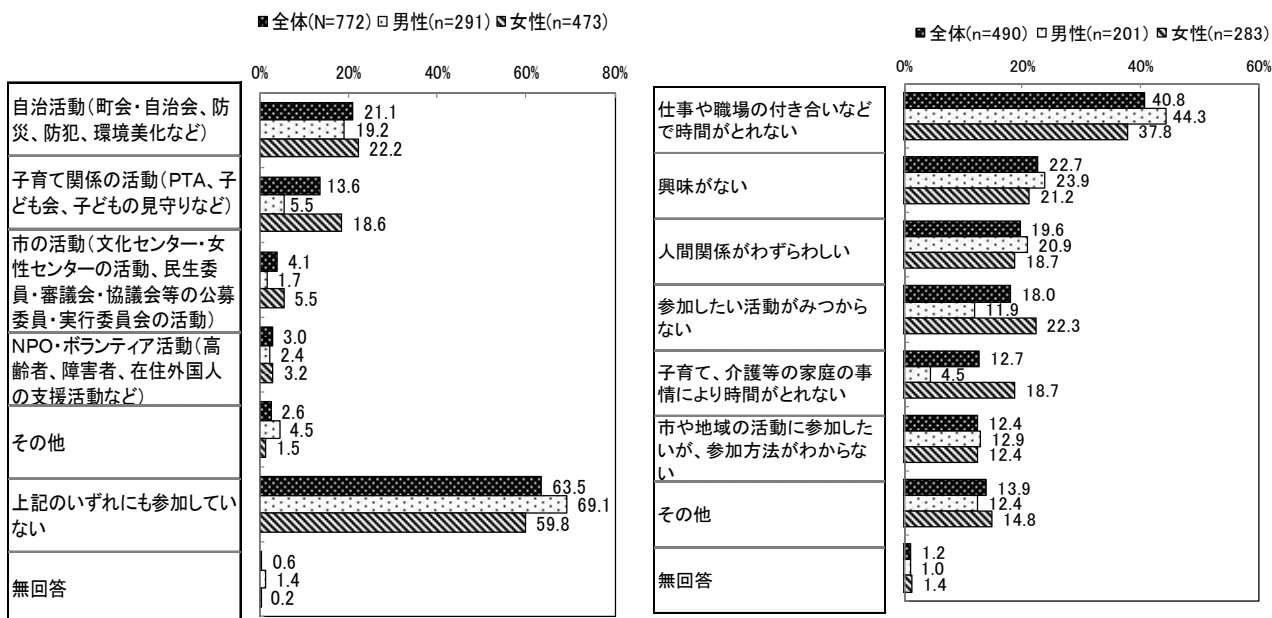
府中市が設置する審議会等における女性の委員の割合は、平成26年度以降、32.0%前後を横ばいで推移しています。平成30年度は31.6%となっており、第5次府中市男女共同参画計画の目標値の35.0%に達していません。

図表4 府中市が設置する審議会等における女性の委員の割合の推移（各年度末現在）



「意識調査」では、女性の約4割、男性の約3割が「自治活動」「子育て関係の活動」「市の活動」など、府中市の活動や地域活動に参加している一方、全体の約6割が「いずれにも参加していない」と回答しています。地域活動に参加しない理由としては、全体では「仕事や職場の付き合いなどで時間がとれない」が最も多く、女性では、男性と比較して「子育て、介護等の家庭の事情により時間がとれない」が多く回答されています。

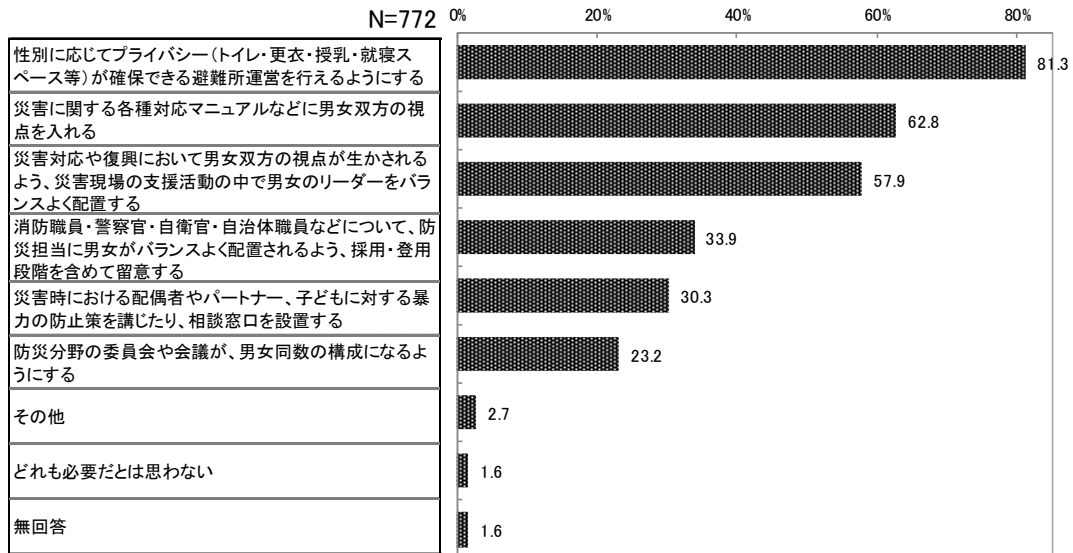
図表5 市や地域での活動への参加状況（左）と不参加理由（右）（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

「意識調査」では、防災対策において「性別に応じてプライバシー（トイレ・更衣・授乳・就寝スペース等）が確保できる避難所運営を行えるようにする」「災害に関する各種対応マニュアルなどに男女双方の視点を入れる」などが災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこととして挙げられています。

図表6 災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

【施策の方向】

府中市の審議会等の委員に占める女性の割合を高め、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう環境づくりを促進していきます。

性別や年齢にかかわらず、誰もが地域活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、ボランティア活動・市民活動の支援の充実を図ります。

また、青少年の健全育成に係る取組や、防災活動における女性の地域安全リーダーを育成し、女性の参画を進めるなど、地域の安全を守るとともに、災害時における避難所運営などに男女双方の視点をいかします。

【施策】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野において男女それぞれの意見が反映されるよう、政策・方針決定過程の場に男女が共に参画できるようにします。

また、審議会等の委員の構成を一方の性別に偏ることのないよう、市民公募枠の活用や新たな人材を発掘、育成するなど、女性の積極的な登用を推進し、最終的には男女半数を目指します。

また、様々な手段による調査等の充実を図り、多くの意見を収集します。

No.	事業項目	概要	担当課
1	全ての審議会等における男女それぞれの構成比率を40%以上に促進	市の政策・方針・決定の場において、女性の参画を推進するため、全ての審議会等において、委員の男女それぞれの構成比率40%以上を目指します。	政策課 全庁
2	男女共同参画についての調査	市政世論調査等の中で男女共同参画に関する調査を行います。	広報課 地域コミュニティ課

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

生活の基盤である地域において、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、男女共同参画の視点に立った地域活動を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
3	コミュニティ活動等への参加促進	地域の各種団体等の方々と、性別・年代を超えた交流と触れ合いの場を広げるとともに、好事例を発信するなどコミュニティ活動を積極的に展開します。	地域コミュニティ課
4	市主催事業等の開催における託児支援	子育て世代の参加を促すため、市主催事業等で託児を行う際に保育士の派遣を行います。	地域コミュニティ課
5	ボランティア活動の支援及び各種講座の充実	ボランティア活動・市民活動の推進に取り組むとともに、研修や講座を実施し、活動への参加意識の醸成を図ります。また、生涯学習セミナーや生涯学習サポーター制度等の充実を図り、学習したことを地域へ還元する人を増やします。 その他、府中ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習センターを運営し、ボランティア活動に関する情報提供や制度を整備し、支援の充実を図ります。	協働推進課 文化生涯学習課 地域福祉推進課

No.	事業項目	概要	担当課
6	ふちゅうカレッジ出前講座の実施	市民の要望に応じ、職員が講師として現地に赴き、男女共同参画の推進に関するニーズに沿った講座を実施します。	地域コミュニティ課
7	自主的なスポーツ・レクリエーション活動への指導者派遣	地域でのスポーツ・レクリエーション活動に必要な指導者を派遣します。	スポーツ振興課
8	障害のある人への自立支援	障害者が自立した地域生活を送ることができるよう、障害者成人教室の実施を行うとともに、障害者就労支援事業の拡充を図ります。	文化生涯学習課 障害者福祉課
9	生きがい事業の充実	シニアクラブ及びシルバー人材センター等、高齢者が地域社会で活躍できる場を整えます。	高齢者支援課
10	介護予防への取組の充実	いつまでも自分らしく自立して生活するために、介護予防に関する情報の提供や講座の開催、介護予防に関する取組を実施します。	高齢者支援課

(3) 安全・防災対策の推進

地域の安全を守るために、一人ひとりが自分にできることを認識・実行し、日頃から地域のつながり、助け合いによる青少年の健全育成に係る取組や防犯活動を支援し、女性の地域安全リーダーについて積極的に情報発信します。

また、大規模災害発生後の避難所生活においては、男女のニーズの違いなどを踏まえた運営が求められることから、平常時から、男女共同参画の視点に立った防災対策に取り組めます。

さらに、地域の様々な団体が協働で取り組む防災訓練を実施します。

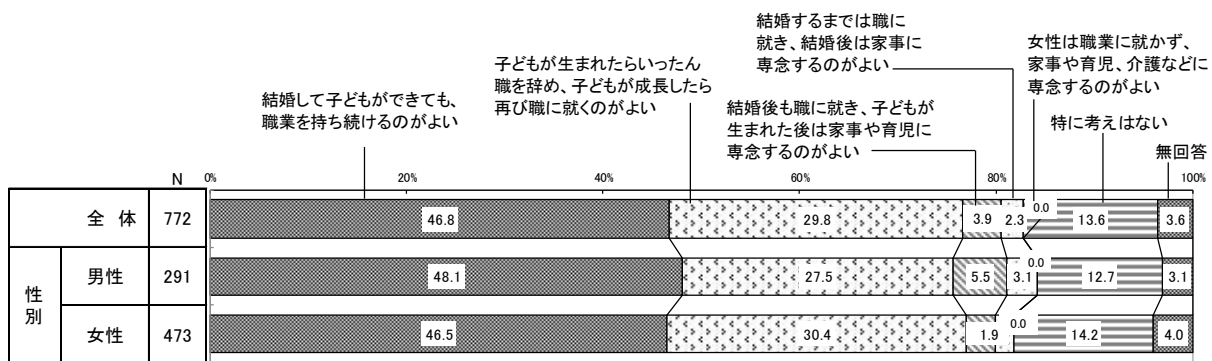
No.	事業項目	概要	担当課
11	青少年の健全育成のための環境づくり	青少年の健全育成に良好な環境の確保及び非行の防止を図るため、青少年対策地区委員会と協働し、事業を実施するほか、青少年健全育成協力店への加入依頼をします。	児童青少年課
12	女性の地域安全リーダーの育成	地域安全リーダー講習会を開催し、女性の参加を継続的に呼び掛けます。	地域安全対策課
13	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進	学校・地域・行政が連携した防災訓練を実施するとともに、各小中学校の「避難所管理運営マニュアル」を学校及び地域の特性に合ったマニュアルに更新するように推進します。	防災危機管理課

【現状と課題】

女性の経済的・精神的・社会的自立のためには、就労は重要な手段です。近年、働く女性の数は増加しており、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、法の整備も進んでいますが、就業・雇用面での男女共同参画はまだ十分とはいえない状況です。

「意識調査」では、女性が職業を持つことについての考えは、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」が最も多く半数近くを占めています。経年比較で見ると、平成26年度の「世論調査」では、「子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい」が最も多く、2番目が「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」となっていました。平成30年度の調査で順位が逆転しました。国や都の調査と比較すると、「結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい」の回答率がやや低くなっています。

図表7-1 女性が職業を持つことについての考え（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

図表7-2 女性が職業を持つことについての考え【府中市「世論調査」との経年比較】と【東京都と国との比較】

	H30市民調査 (N=772)	H26世論調査 (N=844)	東京都	国
結婚して子どもができて、職業を持ち続けるのがよい	46.8	33.2	51.7	54.2
子どもが生まれたらいったん職を辞め、子どもが成長したら再び職に就くのがよい	29.8	41.7	29.2	26.3
結婚後も職に就き、子どもが生まれた後は家事や育児に専念するのがよい	3.9	5.2	7.0	8.4
結婚するまでは職に就き、結婚後は家事に専念するのがよい	2.3	3.0	3.2	4.7
女性は職業に就かず、家事や育児、介護などに専念するのがよい	0.0	0.9	1.0	3.3
特に考えはない	13.6	13.6		
無回答	3.6	2.4		

市:男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)、市政世論調査(平成26年)

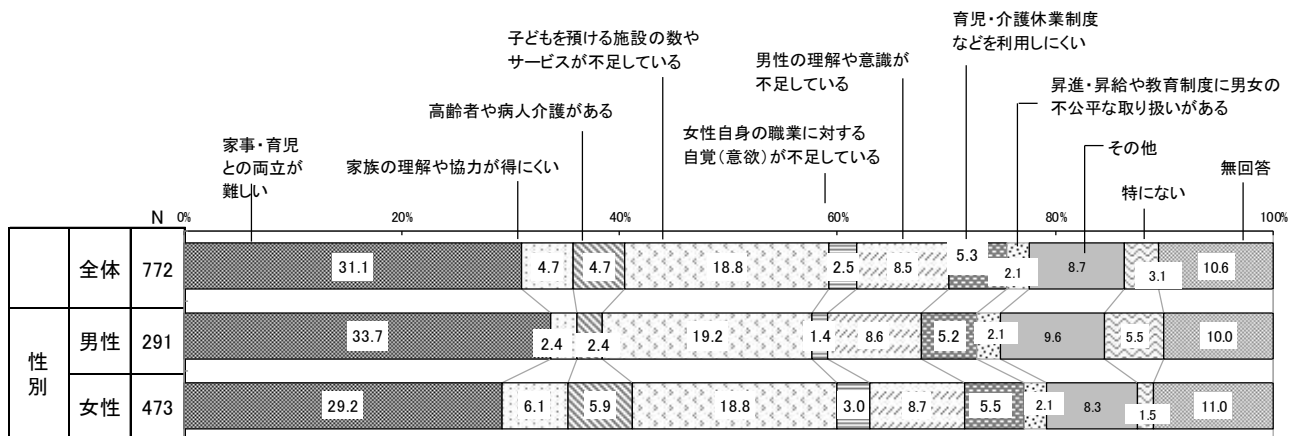
東京都:男女共同参画社会に関する世論調査(平成27年)

国:男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年)

※府中市、東京都、国では選択肢の文章が若干異なる

「意識調査」では、女性が職業を長く持ち続けていくうえで、壁になっているものとして、「家事・育児との両立が難しい」(31.1%)に続き、「子どもを預ける施設の数やサービスが不足している」^{3*}が18.8%と多く、次いで「男性の理解や意識が不足している」の8.5%と続いています。このように、職業を持ち続けたいと思う女性が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっています。

図表8 女性が職業を長く持ち続けていくうえで最も大きな壁（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

庁内管理職に占める女性職員の割合を見ると、女性は全体の1割程度となっており、男女の比率に差が見られます。

図表9 庁内管理職に占める女性職員の割合（平成31年4月1日現在）

管理職総数	127人
うち女性	14人
女性職員の占める割合	11.0%

府中市調べ

【施策の方向】

職業を持ち続けたいと思う人が増えている一方、職場や家庭の理解、環境整備が進んでいないことが明らかになっています。子育て等で離職した正社員女性等の復職支援や男性の育休取得の促進等により、それぞれの個性や能力をいかし、希望に応じた多様な働き方ができるよう、情報提供や就業・起業のための支援をします。その他に、起業やNPOでの活動、地域活動などにチャレンジすることで輝いている女性や、チャレンジ支援等を行う団体等のモデル事業の紹介を行うなど、情報発信に努めます。

また、働く女性のキャリア形成を支援し、働き続けることができる環境づくりを推進します。

³ 子どもを預ける施設の数やサービスに関する事業は、目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの推進」に記載しています。

【施策】

(1) 就業のための支援

就職、起業等を目指す女性がスムーズに第一歩を踏み出せるよう、労働に関する情報提供や各種の講座等を開催するほか、支援を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
14	女性の就職支援講座、起業のための講座等の実施	女性のための就職支援セミナー、起業のための講座、相談等を開催します。	協働推進課 地域コミュニティ課 経済観光課
15	労働情報等の周知	女性の就業や起業による女性活躍を推進するために、国や東京都から情報の提供を受け、労働関係法、労働保険、就労に関するセミナー等の開催に関する情報や、パンフレットやポスター、広報を通じて周知します。	住宅勤労課

(2) 職場での女性の活躍推進

市内の事業所などへ女性のキャリア支援を行うとともに、管理職等への女性の登用を推進するなど、女性活躍推進を働きかけます。

No.	事業項目	概要	担当課
16	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	女性のキャリア支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るための市民・事業者向けの研修や講座等を実施します。	地域コミュニティ課 住宅勤労課
17	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性が活躍できるような職場の意識改革を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。また、取組内容を事業所に周知し、働きやすい職場環境づくりを進めます。	住宅勤労課

(3) 市職員の男女共同参画の推進

職場内の慣行や固定的な性別役割分担意識の更なる改善に取り組むとともに、性別にとられない職種・職域の拡大を図ります。また、女性職員が指導的立場に立つことについて意欲向上を図り、様々な分野への積極的な参画を推進します。

市職員に対して、研修等を通じて男女共同参画意識の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
18	女性職員の参画意識の向上	女性職員の昇任試験受験を推奨し、市政への積極的な参画を促します。	職員課 全庁
19	職員に対する意識調査、研修、講演会の実施	全職員を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施するとともに、男女共同参画に係る研修や講演会を担当課と共催で実施します。	職員課 地域コミュニティ課

課題3 教育の場における男女共同参画

【現状と課題】

市内公立小学校・中学校における女性校長・副校長の占める割合は、小学校では校長は2割、副校長は3割を超えていますが、中学校では校長・副校長ともに1割前後となっています。

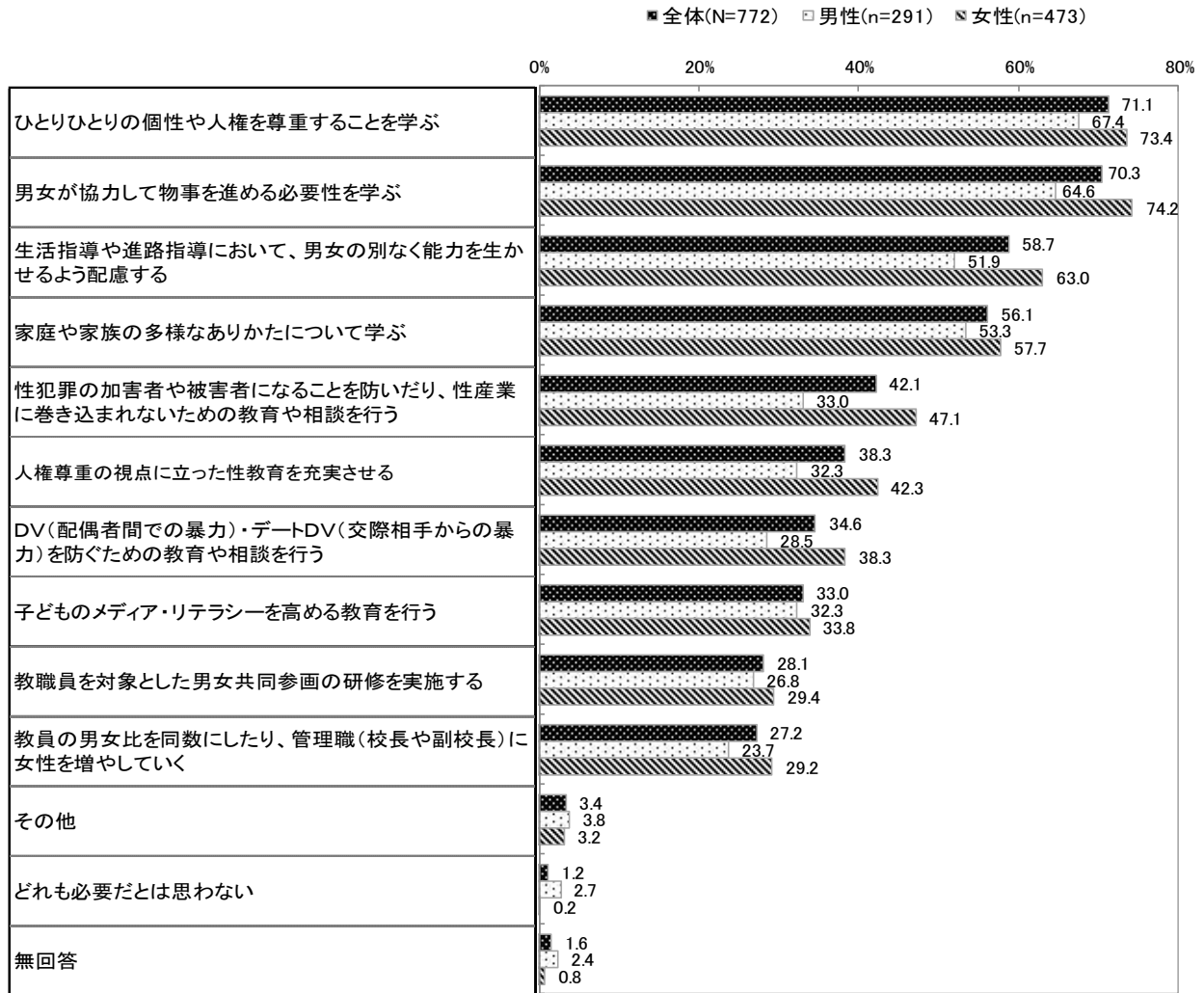
図表 10 市内公立小学校・中学校における女性校長・副校長の割合（平成31年4月1日現在）

		小学校	中学校
学 校 数		22 校	11 校
校 長	男 性	17 人	10 人
	女 性	5 人	1 人
	女性の占める割合	22.7%	9.1%
副校長	男 性	16 人	9 人
	女 性	8 人	2 人
	女性の占める割合	36.4%	18.2%

府中市調べ

「意識調査」では、学校教育で特に必要な取組として、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が続いています。男女別では、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶ」「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」「性犯罪の加害者や被害者になることを防いだり、性産業に巻き込まれないための教育や相談を行う」「人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」「DV（配偶者間での暴力）・デートDV（交際相手からの暴力）を防ぐための教育や相談を行う」で、男性より女性の方が10ポイントほど上回っています。

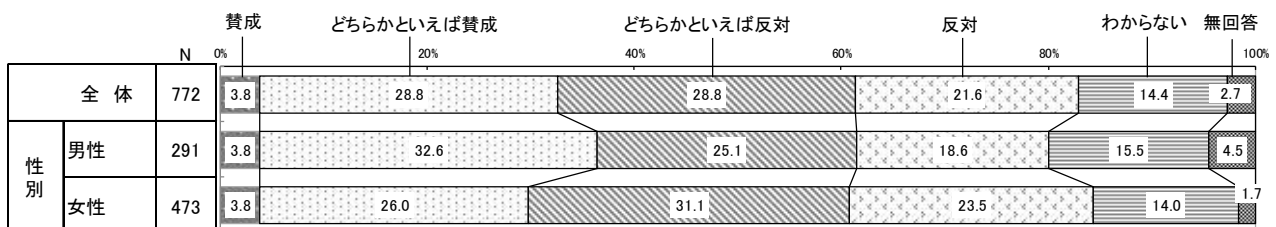
図表 11 学校教育で特に必要な取組（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

「意識調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、「反対」または「どちらかといえば反対」の割合が「賛成」または「どちらかといえば賛成」を 18 ポイントほど上回っています。

図表 12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

幼い頃から家庭・学校・地域の中で、性別等にかかわらず一人ひとりの個性や人権、生き方を尊重する意識や男女共同参画意識を育み、男女が社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画していくことができるよう、男女共同参画の意識改革を進めていくことが必要です。

【施策】

(1) 学校における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にし、人権の尊重、男女の共同参画、相互理解と協力の視点に立って学習の充実を図るとともに、学校教育における男女共同参画を推進します。

また、教職員にも男女共同参画の意識を高めるとともに、女性教員の管理職の昇任意欲を高めるため、意識啓発等を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
20	学校教育における男女共同参画の推進	教育活動全体を通して、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	子ども家庭支援課 学務保健課 指導室
21	教職員の男女平等意識の向上の推進	職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施するほか、事例紹介等を通じた女性管理職への昇任意欲の向上や意識啓発支援などに取り組みます。また、女性教員が働きやすい学校環境の整備に努めます。	指導室

課題4 市民協働における男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、男女双方の視点をいかした主体的な取組を行っていくことが必要です。

府中市では、市民と市との協働⁴により、住みよいまちづくりを実現するための制度として、平成26年には「市民協働の推進に関する基本方針」及び市民協働都市の宣言を、翌平成27年には「府中市市民協働推進行動計画」を策定するなど、協働によるまちづくりにおける基盤整備を進めています。

一方で、「世論調査」では、「協働」に興味があるかについては、4割強が興味がある（「興味があるので、いろいろ知りたい」と「少し興味がある」の計）と回答しています。性別／年代別で見ると、興味がある割合は、40・50歳代の男性で5割を上回り、女性では4割台となっているなど、市民の関心は低くありません。

図表13 「協働」について興味があるか（全体、男女別、年齢別）

(%)

		興味があるので、いろいろ知りたい	少し興味がある	あまり興味がない	興味がない	わからない	無回答
全体(n=1,021)		9.0	36.2	28.1	6.6	19.0	1.1
男性(n=480)		9.6	36.9	27.7	8.3	16.3	1.3
女性(n=533)		8.1	36.2	28.5	5.1	21.2	0.9
男性	18～29歳(n=50)	4.0	22.0	28.0	18.0	26.0	2.0
	30～39歳(n=79)	8.9	35.4	20.3	11.4	22.8	1.3
	40～49歳(n=103)	8.7	41.7	30.1	7.8	11.7	0.0
	50～59歳(n=98)	11.2	42.9	28.6	4.1	12.2	1.0
	60～69歳(n=73)	11.0	37.0	34.2	9.6	8.2	0.0
	70歳以上(n=77)	11.7	33.8	24.7	3.9	22.1	3.9
女性	18～29歳(n=62)	8.1	16.1	27.4	12.9	35.5	0.0
	30～39歳(n=91)	4.4	37.4	24.2	2.2	31.9	0.0
	40～49歳(n=114)	6.1	35.1	36.0	4.4	18.4	0.0
	50～59歳(n=112)	6.3	42.0	25.9	3.6	21.4	0.9
	60～69歳(n=66)	13.6	37.9	31.8	4.5	9.1	3.0
	70歳以上(n=88)	12.5	42.0	25.0	5.7	12.5	2.3

市政世論調査(平成30年)

【施策の方向】

市民協働による男女共同参画を進めていくために、市民活動の支援と人材育成とともに、男女共同参画に関する協働事業の充実を図ります。

⁴ 多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。(市民協働の推進に関する基本方針)

【施策】

(1) 市民活動の支援と人材育成

能力開発や人材育成を目的とした講座や研修会を実施し、学習機会、人材育成や情報提供の充実を図るとともに、様々な困難を抱える女性や、子育てや介護を行う女性に対する支援など、女性のニーズに対応し、女性に寄り添って活動しているNPOや市民活動を支援します。また、市民と協働で、男女共同参画に関する講座や男女共同参画推進フォーラム等を実施し、協働による男女共同参画を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
22	男女共同参画センター「フューラル」の運営	男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フューラル」を運営し、学習・交流の機会と場を提供します。また、利用者を増やすため施設の周知を図ります。	地域コミュニティ課
23	市民の自主的活動の支援	市民企画講座等男女共同参画センター登録団体の自主活動を支援するほか、市民が提案する市民活動支援事業に助成金を交付する等、活動を支援します。	協働推進課 地域コミュニティ課
24	NPO・ボランティア団体等、グループ指導者等の育成と活動の支援	市民活動センターを中心に、市民と団体、団体と団体をつなげるコーディネート機能の充実と団体支援の強化を図ります。	協働推進課 全庁
25	協働による男女共同参画の推進	男女共同参画センター登録団体や自主グループとの協働で、男女共同参画の推進に関する講座等を実施するほか、実行委員会と協働で男女共同参画推進フォーラムを実施します。	地域コミュニティ課
26	男女共同参画関係会議への参加促進	全国規模の男女共同参画関係会議に市民を派遣します。	地域コミュニティ課
5	ボランティア活動の支援及び各種講座の充実(再掲)	ボランティア活動・市民活動の推進に取り組むとともに、研修や講座を実施し、活動への参加意識の醸成を図ります。また、生涯学習セミナーや生涯学習サポーター制度等の充実を図り、学習したことを地域へ還元する人を増やします。 その他、府中ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習センターを運営し、ボランティア活動に関する情報提供や制度を整備し、支援の充実を図ります。	協働推進課 文化生涯学習課 地域福祉推進課

課題5 国際社会への貢献

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法の基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられており、国の男女共同参画の推進のための取組は、国際的な動きとともに進められてきました。政治、労働、家庭、地域等の各分野で世界の女性が直面している問題には、共通する部分も少なくないため、男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な動向についての理解と関心を深め、積極的に活用していくことが求められています。

府中市の人口の推移を見ると、日本人・外国人共に増加傾向にあり、特に外国人の増加率が高く、外国人住民数は人口の約2%を占めています。一方で、「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいことの中で、「各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する」割合が12.0%と低い状況です。

図表 14 府中市の日本人・外国人別人口の推移（各年4月1日現在）

年度	日本人(人)	外国人(人)	外国人比率
平成 27 年度	251,109	4,237	1.7%
平成 28 年度	252,894	4,424	1.7%
平成 29 年度	253,276	4,626	1.8%
平成 30 年度	253,627	4,940	1.9%
平成 31 年度	254,340	5,233	2.0%

府中市住民基本台帳人口

図表 15 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）

(%)

	全体	男性	女性
各国の男女共同参画に関する取組について理解することや、日本の取組を発信するために、外国人との交流による情報交換などの国際交流を推進する	12.0	7.9	14.6

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

市民一人ひとりが国際理解を深め、外国人との交流を通じて異文化を理解し、国際的視野を持つことは、多文化共生^{5*}の意識を醸成し、国際社会の一員として、多文化共生社会の形成、ひいては国際社会への貢献につながります。

在住外国人が地域で充実した生活が送れるよう、日本人と交流する機会を提供し、日本の文化を理解してもらうほか、相談窓口の充実を図ります。

【施策】

(1) 国際理解と国際交流の推進

府中国際交流サロンにおいて、日本語や日本の文化・習慣等を学習する機会や、各種イベントを通じて交流する機会を提供するほか、在住外国人や留学生等への語学や日常生活を支援するとともに、多文化共生の推進のため、外国人相談窓口の充実を図ります。

また、平成4年に友好都市提携を結んだウィーン市ヘルナルス区とは、引き続き、市民が参加することのできる交流を継続し、多文化共生の推進に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
27	国際交流の推進	友好都市ウィーン市ヘルナルス区と、青少年ホームステイ派遣事業などを通じて相互の交流を深めていきます。また、府中国際交流サロンにおいて、日本語学習会や各種イベントを開催し、在住外国人との交流を深めるほか、取組について SNS 等で発信していきます。	協働推進課
28	在住外国人の託児支援	在住外国人が日本語学習会や講座に多数参加できるよう支援するとともに、学習会の一部に託児を設けます。	協働推進課
29	外国人相談窓口の充実	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、市政の相談に応じます。	広報課

⁵ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」)

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

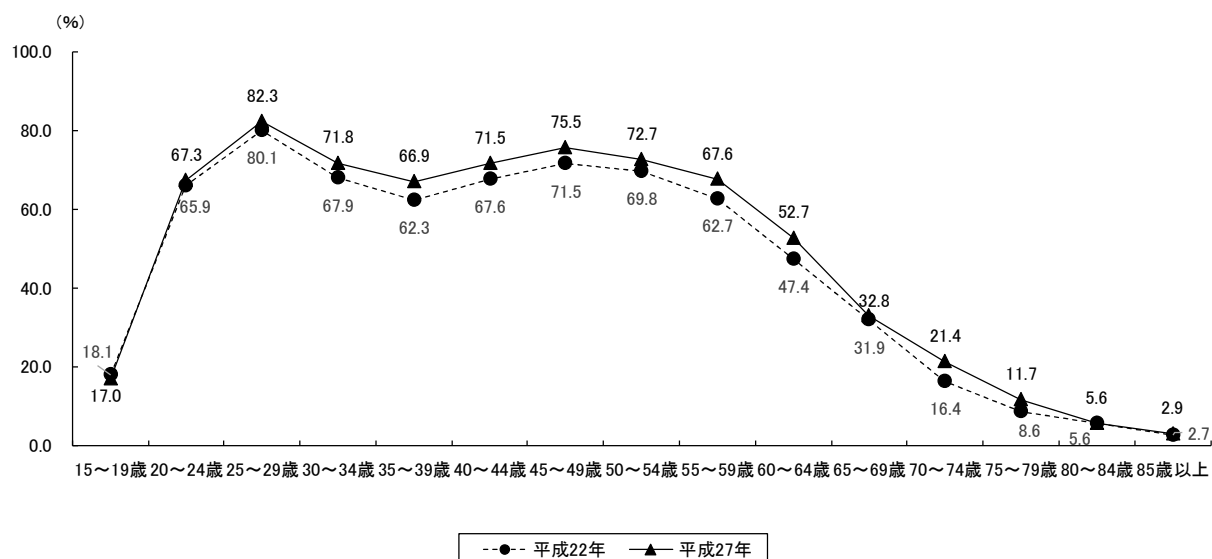
課題1 仕事と生活の両立支援

【現状と課題】

男女共同参画の推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{6*}の実現が必要です。そのためには、家庭や地域において、男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、それぞれの価値観に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備が求められます。

女性の年齢階級別労働力率を見ると、25～29歳が最も高く、出産や子育て期に当たる30歳代で低くなり、40歳代以降に再び高くなるM字カーブの傾向が見られます。平成22年に比べて平成27年は、20歳以降のほとんどの年齢で労働力率がやや高くなっており、働き続ける女性が増えていることが分かります。

図表16 年齢階級別女性の労働力率の推移（府中市）



総務省統計局「国勢調査」(平成22、27年)

⁶ 現在の日本の働き方の「労働時間が長短二極化」「仕事と育児・介護との両立が困難」「地域活動への参加が難しい」といった問題を改善するために、「仕事と生活の調和」をはかることです。具体的には、一人一人が生き生きと働くことができるとともに、家庭や地域生活も充実させられること。(厚生労働省 HP)

「意識調査」では、「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度について、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい』人が約2割で最も多く、次いで『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい』人が僅差が続いています。一方、現実では『「家庭生活」を優先している』『「仕事」を優先している』人が2割を超えており、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先している』『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している』人は1割に満たず、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実がかい離していることがうかがえます。

国・都と比べると、府中市では『「家庭生活」と「個人の生活』の優先度が高いことがうかがえます。現実について、国や都の調査結果でも、『「家庭生活」を優先している』と『「仕事」を優先している』が多くなっています。

図表 17-1 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度
【東京都と国との比較】

(%)

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先したい	3.6	4.4	8.9
「家庭生活」を優先したい	17.9	15.7	25.5
「個人の生活」を優先したい	11.3	9.3	3.8
「仕事」と「家庭生活」を優先したい	19.3	21.9	30.5
「仕事」と「個人の生活」を優先したい	6.1	7.4	4.7
「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい	20.7	12.2	9.7
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい	19.4	24.7	15.4
無回答	1.7	4.4	

図表 17-2 優先度について、現実に最も近いもの
【東京都と国との比較】

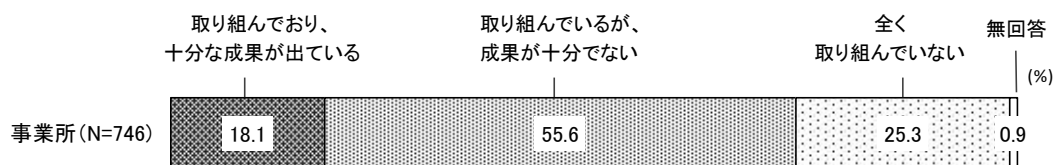
(%)

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先している	20.5	29.6	25.5
「家庭生活」を優先している	28.9	21.3	30.5
「個人の生活」を優先している	9.1	5.6	4.6
「仕事」と「家庭生活」を優先している	17.1	17.6	21.6
「仕事」と「個人の生活」を優先している	6.5	6.1	3.2
「家庭生活」と「個人の生活」を優先している	9.7	6.8	8.0
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している	6.6	6.7	5.3
無回答	1.7	6.4	

市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)
東京都：男女共同参画社会に関する世論調査(平成27年)
国：男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年)

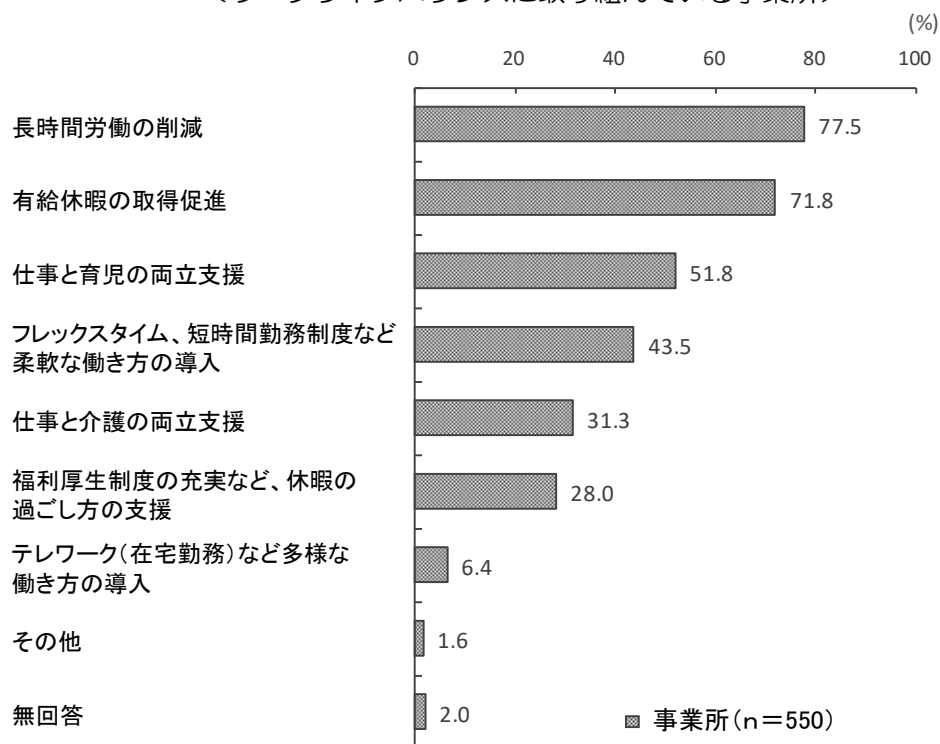
東京都が平成 27 年度に実施した「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスの取組に関する調査」によると、7割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、5割強の事業所は成果が十分でないと回答しています。取組内容は、「長時間労働の削減」「有給休暇の取得促進」などが多くなっています。

図表 18 ワークライフバランスへの取組状況（東京都）（事業所全体）



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査(事業所調査)」
(平成 27 年度)

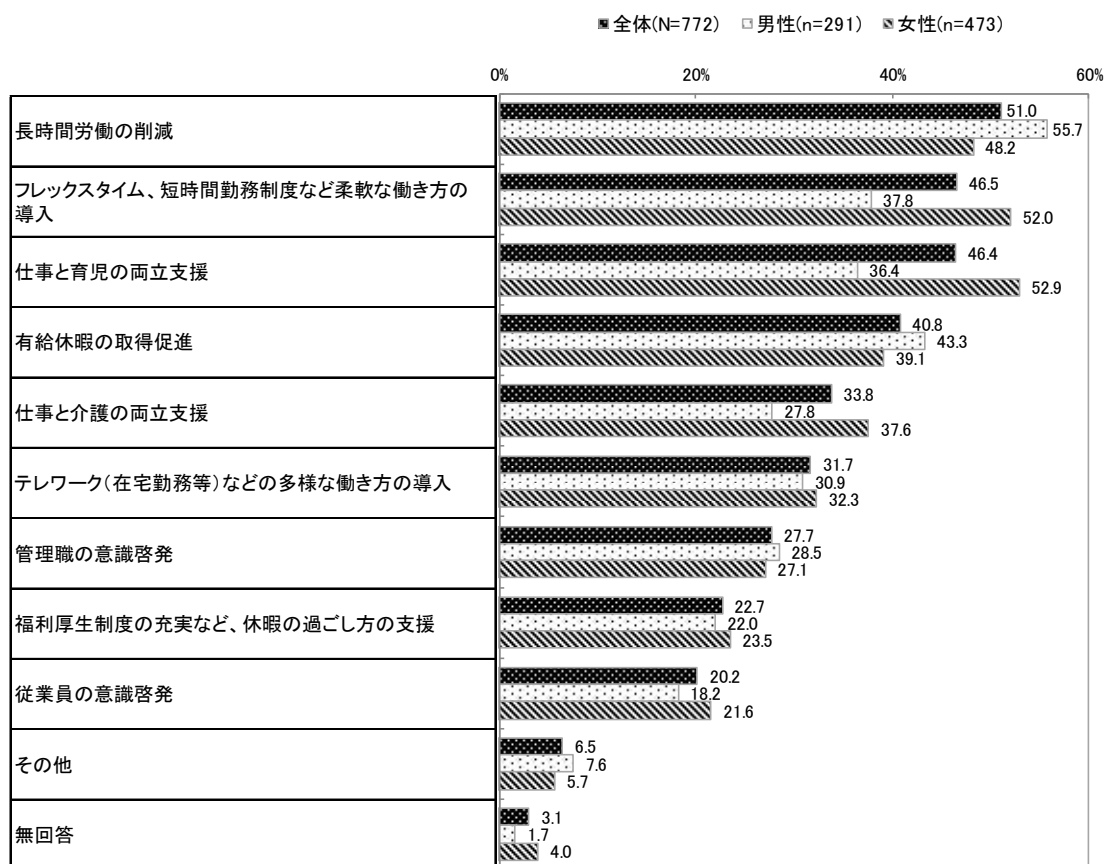
図表 19 ワークライフバランスへの取組内容（東京都）（事業所全体：複数回答）
＜ワークライフバランスに取り組んでいる事業所＞



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査(事業所調査)」
(平成 27 年度)

「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組として、「長時間労働の削減」「フレックスタイム、短時間勤務制度など柔軟な働き方の導入」が上位を占めています。女性では、「仕事と育児の両立支援」も多く回答されています。

図表 20 ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

【施策の方向】

恒常的な長時間労働を前提とするような男性中心型の労働慣行等の見直しと、ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するため、啓発活動や情報提供等を行います。府中市でも、職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

【施策】

(1) 職場と家庭における環境づくり

男女が性別によって差別されることなく、それぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備に向けて、市内外の関係機関と連携を図りながら、男性の育児休業等の取得を促進するため、取組事例を発信するなど、男性が家事や育児に参画しやすい環境づくりに努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
30	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発活動の充実	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を、ポスター・パンフレット等により周知するとともに、セミナー等を実施し、市民の意識啓発を図ります。	地域コミュニティ課 住宅勤労課
17	事業所に対する女性活躍促進の積極的な働きかけ(再掲)	事業所における男性中心の固定化した価値観や仕事のやり方を見直し、女性が活躍できるような職場の意識改革を促進するため、関係機関と連携し積極的な働きかけを行います。また、取組内容を事業所に周知し、働きやすい職場環境づくりを進めます。	住宅勤労課
31	労働相談	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広報課
32	仕事と生活を両立する働き方の促進	市職員のライフスタイルに合わせた時差勤務の活用や、ノー残業デーにおける定時退庁の徹底などを通じて、仕事と生活を両立する働き方を促進します。	全庁 職員課
33	庁内における男性職員の家事・育児への参画に関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの研修や職員広報等による周知を通じて、男性職員の出産支援休暇や育児休業の取得を促進し、家事・育児に参画しやすい環境を整備します。	職員課 地域コミュニティ課

課題 2 子育て支援・介護支援

【現状と課題】

女性が長く働き続けるためには、多様な働き方に対応できる保育サービスや放課後子ども対応が必要となるとともに、男性も子育てを担う社会環境を実現していく必要があります。

府中市では、高い水準で推移する保育需要に応えるため、施設整備等による定員の増加を進めており、平成 27 年度に 352 人だった待機児童数は、平成 31 年度には 146 人にまで減少しました。今後は、保育ニーズや就学前児童人口の推移等を踏まえ、計画的な施設整備のほか、ハード面に特化した対応に限定することなく、様々な可能性についての検討が必要です。

図表 21 保育所入所待機児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

(人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
待機児童数	352	296	383	248	146

府中市調べ

平成 27 年度から学童クラブの対象児童が小学 6 年生まで拡充になりました。府中市では、小学 1 年生から 3 年生及び障害児全ての受入れはできていますが、小学 4 年生以上の待機児童について、平成 31 年度は 13 人となっています。

図表 22 学童クラブ入会待機児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

(人)

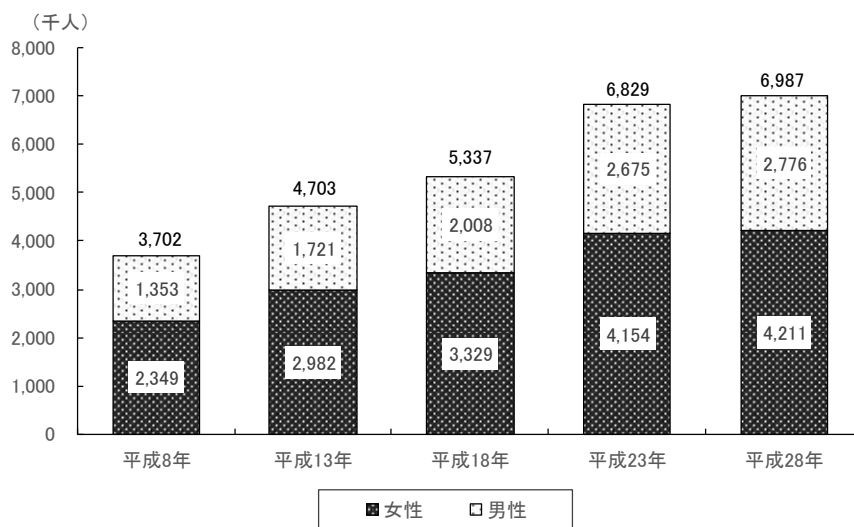
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
待機児童数 (小学 4～6 年生)	38	17	6	19	13

府中市調べ

今後ますます進行する高齢社会に対応するため、介護のための休暇制度や短時間勤務、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度等の整備が進んでいますが、現役世代の介護者が増加している中で、仕事と介護の両立が難しく、介護のために仕事を辞めざるを得ない人もいます。就労状況などの面から、結果として、介護の役割を女性が担っていることが依然として多いといえ、その肉体的・精神的な負担は大きなものがあり、仕事と介護の両立という意味で女性が厳しい立場に置かれる傾向にあります。

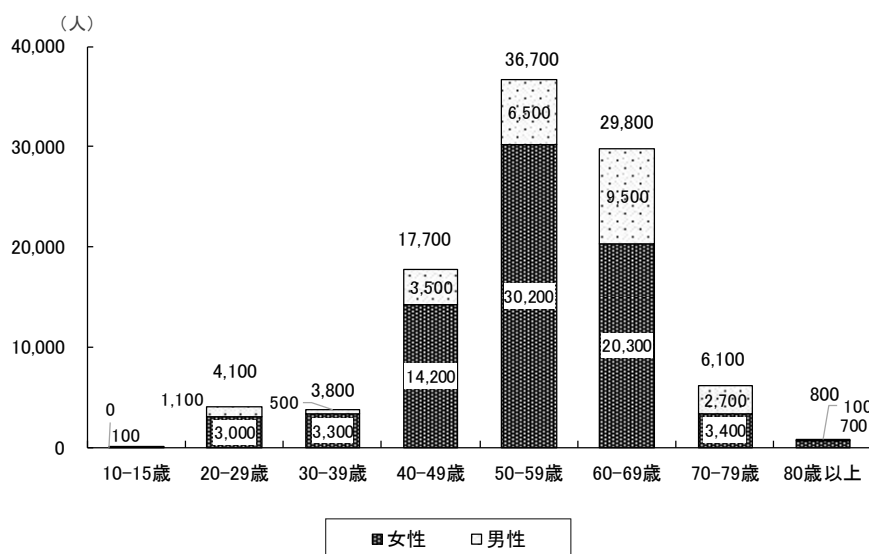
「社会生活基本調査」によると、全国の介護者数は男女共に増加しており、平成28年の介護者数は約700万人となっています。また、「就業構造基本調査」によると、全国の離職者のうち、介護・看護を理由とする離職者数を年代別で見ると、50歳代が最も多く、60歳代、40歳代と続いており、いずれの年代でも女性が多くを占めています。

図表 23-1 介護者数の推移（全国、男女別）



総務省統計局「社会生活基本調査」(平成8、13、18、23、28年)

図表 23-2 介護・看護を理由とする離職者数（全国、男女別）（平成28年10月～29年9月）

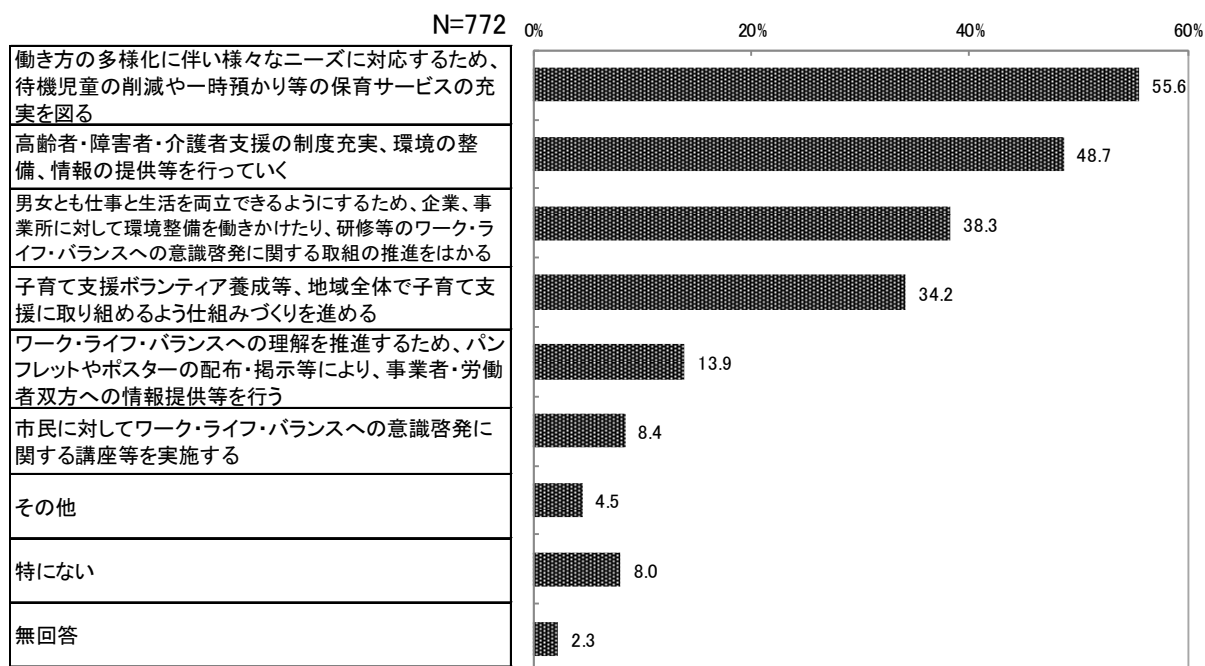


総務省統計局「就業構造基本調査」(平成29年)

「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、府中市に望むこと

として、待機児童の解消や一時預かり等の保育サービスの充実、高齢者・障害者・介護者支援の制度の充実や環境の整備などが多く回答されています。

図表 24 ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、
府中市に望むこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

共働き家庭やひとり親家庭、在宅で子育てをする家庭に対応できる子育て支援策の充実を図るとともに、地域社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制を整備します。待機児童に関しては、引き続き、施設整備等を進めるとともに、学童クラブへの入会を希望する児童が全て入会できるよう取り組むことが必要です。

また、介護に関する多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図り、介護者負担の軽減に努めるとともに、介護離職の防止のための支援に取り組めます。

さらに、子育てと介護を同時期に行うダブルケアをしている人への支援に取り組むとともに、男女が共に子育てや介護と仕事を両立できるよう、制度等の情報提供を行います。

高齢者や障害のある人にとっても、一人ひとりが自分らしく生きていくための社会的な支援体制の充実が必要です。

【施策】

(1) 保育サービス等の充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う様々なニーズに対応するため、一時預かり・定期利用保育事業や延長保育の拡充等、保育サービスの充実を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
34	一時預かり・定期利用保育事業の拡充	多様な保育ニーズに応え、一時預かり・定期利用保育事業を実施する施設数を拡充します。また、既存施設の定員を増やすとともに、定員増に向けて施設整備を行います。	保育支援課
35	病児・病後児保育事業の実施	病児保育を行った施設に対し補助を継続します。また、利用者に対し、利用料及び診療情報提供書文書料の一部を助成します。	保育支援課
36	待機児童の解消等 低年齢児保育の充実	保育所新設等を進めるなど、今後も待機児童の解消に努めていきます。	保育支援課
37	延長保育の拡充	私立保育所で延長保育時間の拡大を目指します。	保育支援課
38	学童クラブの充実	学童クラブへの入会を希望する児童が全て入会することができるよう、放課後子ども教室との連携により対応します。	児童青少年課

(2) ひとり親家庭への支援

仕事と家事の負担や経済的な負担がより大きくなるひとり親家庭に対して、安心して自立した生活を送ることができるよう、市営住宅の優遇抽選の実施や技能習得のための費用援助等を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
39	ひとり親家庭に対する市営住宅入居機会の拡大	ひとり親家庭の入居機会を増やすため優遇抽選を実施します。	住宅勤労課
40	ひとり親家庭の自立のための援助サービスの実施	ひとり親家庭の世帯に対して、状況に応じてホームヘルパーを派遣します。また、自立を支援するためのセミナー開催、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。	子育て応援課
41	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	貸付の必要性が高いひとり親家庭の母等に対して、適切な貸付を実施します。	子育て応援課

(3) 地域での子育て支援

全ての子育て家庭に切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業を実施します。また、在宅で子育てをする家庭を支援し、地域において安心して子育てができる仕組みづくりを進めるとともに、地域全体で子育て支援に取り組みます。

No.	事業項目	概要	担当課
42	子ども家庭支援事業の拡充	子ども家庭支援センター事業、子ども家庭サービス事業等、必要なサービスを適切に提供することに努めるとともに、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、子育て支援ボランティア養成講座を開催するほか、身近な地域で親子が集まり交流できる場の提供、子育て相談、子育て講座なども行います。	子ども家庭支援課
43	ファミリーサポートセンター事業の実施	市民同士が行う子育てに関する援助活動のサポート事業を実施するとともに、事業等の周知を工夫し、提供会員の増加に努めます。	子ども家庭支援課
44	放課後子ども教室の実施	「放課後子ども教室」を市立小学校全校で実施します。	児童青少年課

No.	事業項目	概要	担当課
45	家庭教育学級の実施	保護者自ら取り組む学習会を府中市立小中学校 PTA 連合会に委託して実施するほか、小学生以下の子ども保護者を対象に子育てに関する講座を実施します。	文化生涯学習課
46	母子の健康支援	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、女性のための健康講座を開催します。	地域コミュニティ課 子ども家庭支援課

(4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実

男女が共に介護における役割を担っていくために、ホームヘルプサービス等の介護負担を軽減し介護を支える仕組みを周知し、仕事と介護の両立等に有効な活用を促すとともに、高齢者や障害のある人の自立や生きがい活動の支援等を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
47	高齢者住宅の確保	性別にかかわらず、単身の経済的弱者に陥りやすい高齢者に対し、安心して生活できる居住の場を提供します。	高齢者支援課
48	介護保険事業など福祉サービスの充実	介護予防の取組の普及を図るとともに、介護が必要な場合には、自立支援を目的とした介護保険・福祉サービスを提供します。	高齢者支援課 介護保険課
49	介護に関する知識や情報の提供	パンフレットや講座、出張説明会、相談等により、制度の周知を図り、介護に関する知識や情報を提供します。	地域コミュニティ課 高齢者支援課 介護保険課 障害者福祉課
50	障害者(児)サービスの充実	障害者(児)が受ける介護サービスについて必要な給付を行うとともに、引き続き様々な支援を進めていきます。	障害者福祉課
8	障害のある人への自立支援(再掲)	障害者が自立した地域生活を送ることができるよう、障害者成人教室の実施を行うとともに、障害者就労支援事業の拡充を図ります。	文化生涯学習課 障害者福祉課
9	生きがい事業の充実(再掲)	シニアクラブ及びシルバー人材センター等、高齢者が地域社会で活躍できる場を整えます。	高齢者支援課

目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

課題1 配偶者等からの暴力の防止

配偶者暴力対策基本計画

【現状と課題】

DVとは、配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のことをいいます。特に、交際中の恋人間で起こるDVをデートDVといいます。殴る蹴るなどの身体的暴力だけではなく、次のようなものも含まれます。

図表25 DVの定義

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げ付ける、首を絞める など
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、実家や人との付き合いを制限する、殴るふりをする、バカにしたり人格を否定するようなことを言う、(大切な)物を壊すなど
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、酒やギャンブルで生活費を使い込むなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノ雑誌等を見せるなど
社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視するなど
その他	「暴力を振るわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など

※近年はインターネットや携帯電話を使って誹謗中傷する、監視するなどの人権侵害も問題となっています。

内閣府 HP を基に作成

DVは、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が薄いことから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、被害者の多くは女性ですが、DVは、直接暴力を受ける人だけにとどまらず、その子どもにも多大な影響を与えます。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの前でDVを行うことは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、言葉や態度で心を深く傷つける行為であり、児童虐待であるとされています。

平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることが明文化されました。さらに、平成25年に一部改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名が改められ、配偶者間の暴力に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることになりました。

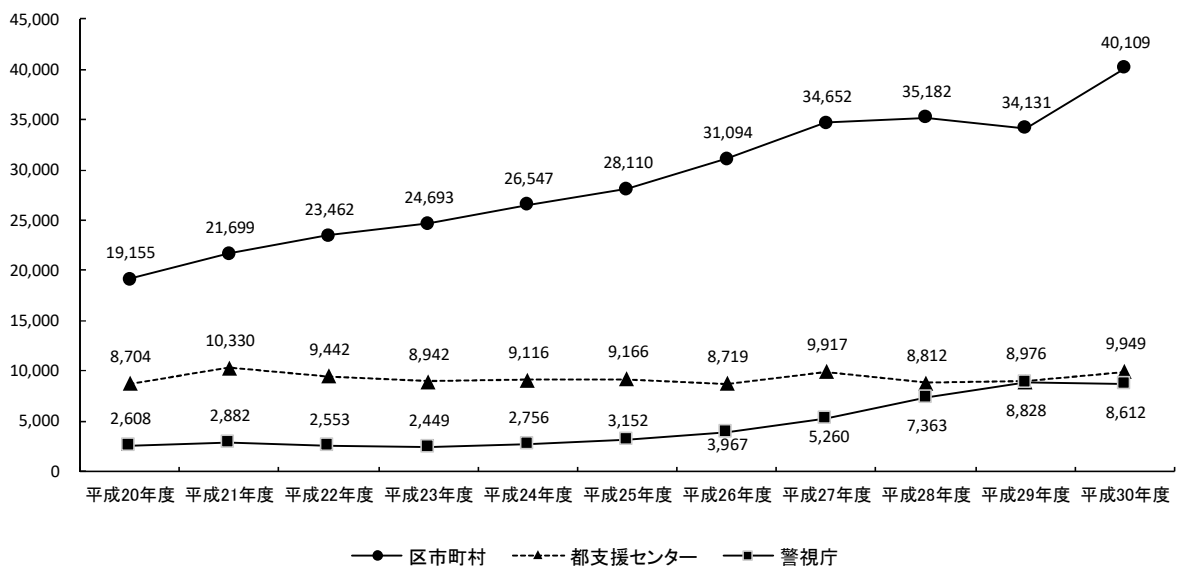
その他に、近年では、DVを受ける母親から子どもへの虐待や、子どもを虐待する父親を母親が容認し、虐待が見逃される問題が起きています。暴力を根絶するために、被害者支援とともに、加害者対策の検討が必要です。

令和元年6月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、DV防止法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されます。DV防止法に関連する部分は、次の4点です。

1. DV被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記。
2. 関係機関の保護の対象である被害者に「同伴家族」も含める。
3. 公布後3年を目途に、通報対象となるDVの形態⁷及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についての検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
4. 公布後3年を目途に、DVに係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

東京都生活文化局による「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」によると、区市町村の相談窓口への相談件数は、平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度はやや減少しています。都支援センターへの相談件数は、横ばいで推移していますが、警視庁への相談件数は増えてきています。また、府中市の配偶者暴力相談等件数は、平成28年度まで増加傾向にあり、平成30年度は147件となっています。

図表 26 配偶者暴力相談等件数の推移（東京都）



東京都生活文化局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」(平成29年度)

図表 27 男女共同参画センター「フューラル」における配偶者暴力相談件数の推移（府中市）

(件)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
69	97	139	137	147

※平成30年度まではスクエア21・女性センター
府中市調べ

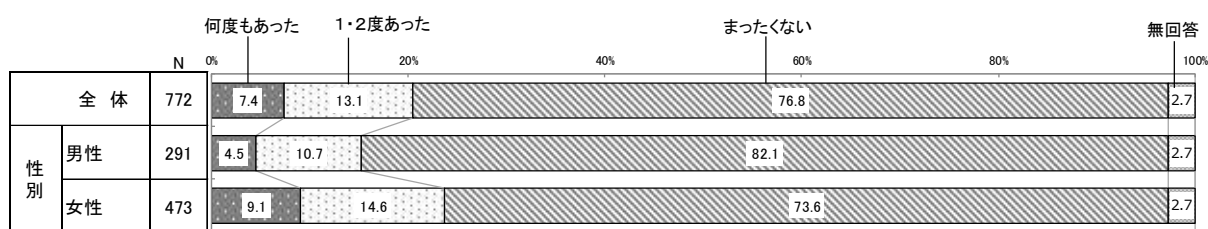
⁷ 前ページ「図表25 DVの定義」参照

「意識調査」では、本人及び身近な人のDV体験者は全体の約2割を占めています。

DV体験者の約3割が「相談した」と回答しており、男女の割合は同程度となっています。国の第4次男女共同参画基本計画における平成30年時点での成果目標の中で、「配偶者からの被害を相談した者の割合」の目標値（令和2年）を男性30%、女性70%としており、目標値に対して府中市の女性の相談割合が低くなっています。

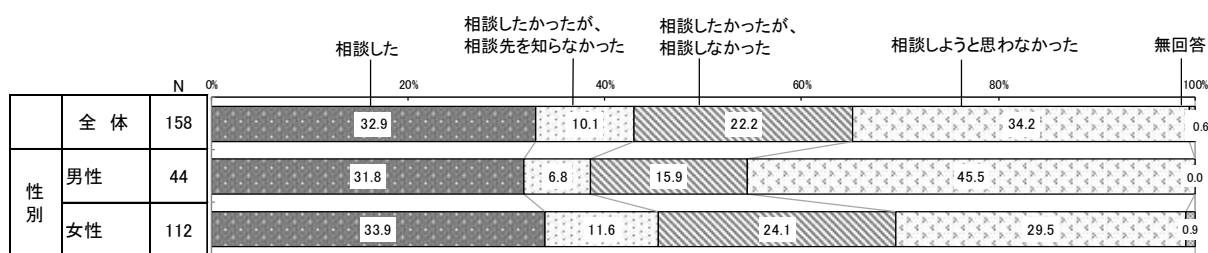
DVの相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」等、身内が多くなっています。DVを相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、「相談するほどのことではないと思った」「我慢すればやっていけると思った」が続いています。

図表 28 あなたやあなたの身近な人のDV体験回数（全体、男女別）



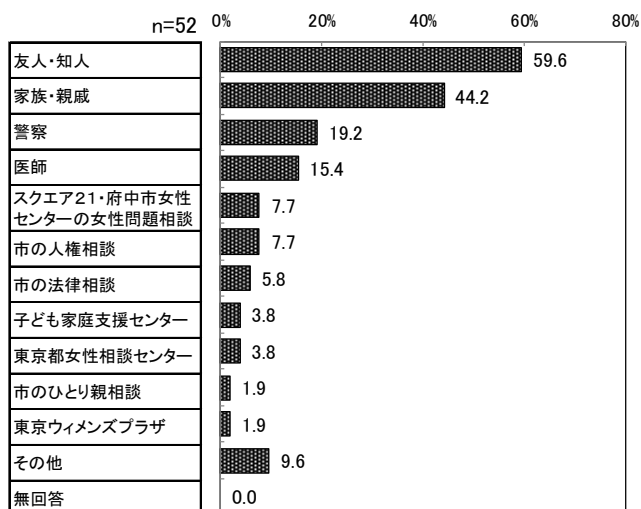
府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

図表 29 DVの相談経験（全体、男女別）

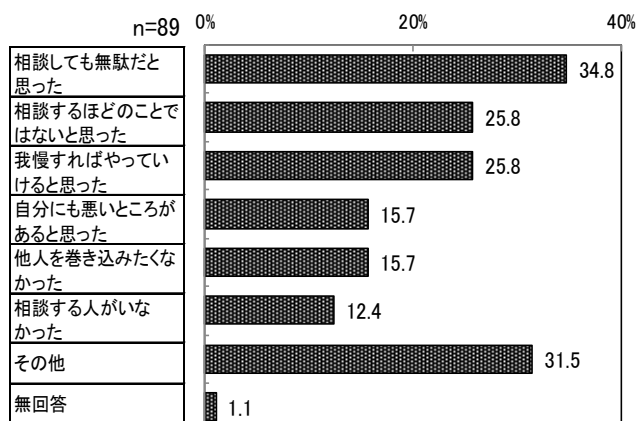


府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

図表 30-1 DVの相談先



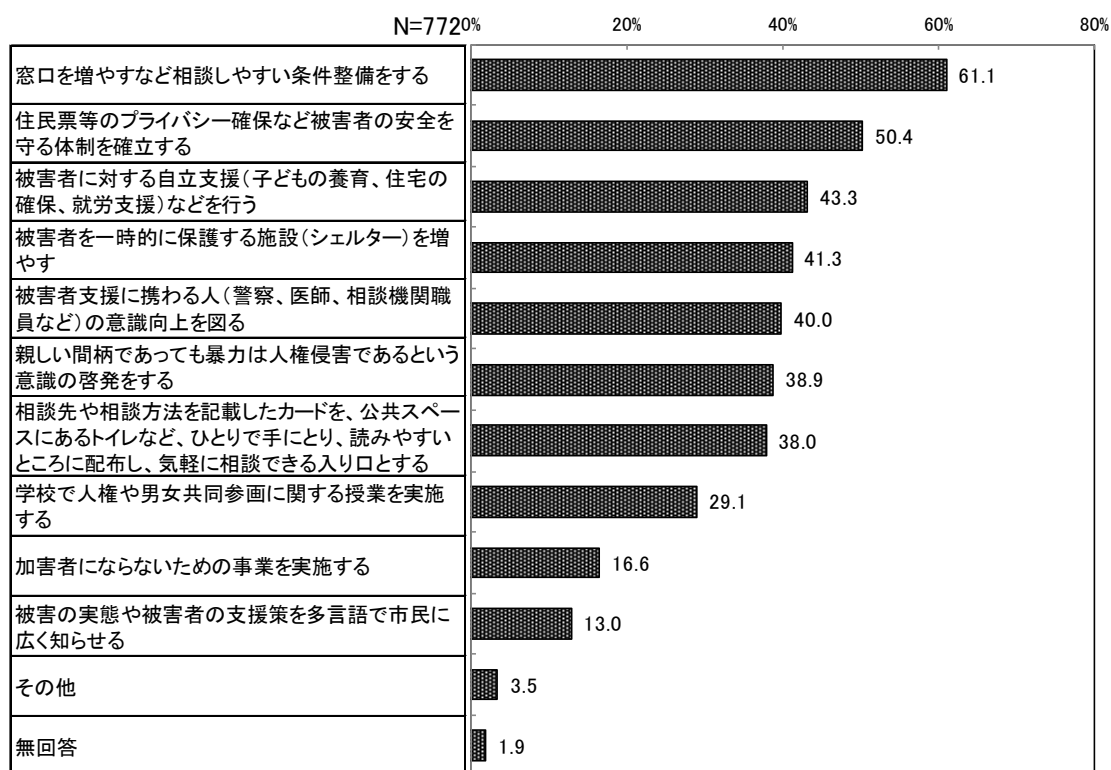
図表 30-2 DVを相談しなかった理由



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

「意識調査」では、DV 対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業として、窓口を増やすなど相談しやすい条件整備、被害者の安全を守る体制の確立、被害者に対する自立支援などが挙げられています。

図表 31 DV 対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

このような配偶者暴力の現状を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要です。

配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、専門相談員による女性問題相談等の相談支援を充実させるとともに、職員間における知識・情報の共有を図ります。

また、DV を当事者だけの個人的な問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な社会問題として捉え、DV に関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図るとともに、関係機関等との連携により被害者の支援体制を強化します。

【施策】

(1) 暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の内容などについて、パープルリボン⁸*キャンペーンや講座を通じて意識啓発を図り、DV やデート DV⁹*に関する理解と根絶に努めます。

さらに、DV 被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、市職員の共通認識を徹底します。また、SNS 等での発信が人権侵害につながる可能性があることから、メディアリテラシーの普及・啓発に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
51	暴力を防ぐための意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間」関連講座等の意識啓発講座を開催し、意識啓発を図ります。また、「児童防止虐待防止推進月間(11月)」との連携や、被害者に必要な情報提供を行います。	地域コミュニティ課
52	庁内連携の強化	DV 被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、加害者に被害者の方の情報が漏れ伝わることのないように、庁内におけるマニュアルを徹底します。	地域コミュニティ課 全庁
20	学校教育における男女共同参画の推進(再掲)	教育活動全体を通して、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	子ども家庭支援課 学務保健課 指導室

⁸ 毎年、11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、国や自治体において様々な意識啓発事業を実施しており、パープルリボンはそのシンボルとされています。(内閣府男女共同参画局 HP)

⁹ 交際中の恋人間で起こる DV のこと。(内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」)

(2) 被害者に対する支援の充実

被害者が配偶者等からの暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から自立支援等まで、様々な機関からの支援を必要とするため、被害者に対して心身のケアを行い、関係機関と連携しながら、DVに関する相談や支援体制の強化を図ります。

また、被害者の中には、被害に遭っている認識がない場合もあり、被害者自身の気付きを促すための情報提供や女性問題相談カード¹⁰*の配布等による相談窓口の周知を徹底します。

No.	事業項目	概要	担当課
53	相談体制の充実	DV に対する相談体制の強化を図るとともに、DV 被害者支援対応マニュアルの相談シートを活用し、各課と連携を図り、二次被害の防止に努めます。 また、市内公共施設女性トイレに女性問題相談カードを設置し、相談窓口の周知を図ります。	地域コミュニティ課 全庁
54	関係機関との連携の強化	DV 対策連携会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行います。	地域コミュニティ課 全庁
55	民間シェルターへの財政的支援	DV 被害者の緊急一時保護を行う民間シェルターからの要請を受け、補助金交付を検討します。	地域コミュニティ課

(3) 自立支援体制の確立

DV 被害者が自立した生活を送れるよう生活基盤を整えるため、公営住宅等の入居についての情報提供等を行います。

また、被害者が安全な生活を送るため、住所等が加害者に知られることのないよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
56	公営住宅への入居の情報提供	DV 被害者に対し、公営住宅の入居についての情報提供を行います。	住宅勤労課
57	被害者の個人情報の管理の徹底	DV 被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。	総合窓口課

¹⁰ DV 等の相談窓口を記載しているカードで、医療機関、公共施設、商業施設、トイレ等に置いています。(内閣府 HP)

課題2 人権の尊重

【現状と課題】

家庭内での児童虐待をはじめ、介護者・要介護者間における暴力や虐待の事例が増加しています。虐待に関する相談件数も増加しており、その背景には、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が孤立しやすい状況に直面していることにあります。

全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、年々増加しており、平成29年度の合計は133,778件となっています。内容別では、心理的虐待件数が最も多く、次いで身体的虐待が続いています。

図表32 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）

（件）

内容別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （速報）
身体的虐待	24,245	26,181	28,621	31,925	33,223
ネグレクト	19,627	22,455	24,444	25,842	26,818
性的虐待	1,582	1,520	1,521	1,622	1,540
心理的虐待	28,348	38,775	48,700	63,186	72,197
合計	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778

平成29年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

東京都の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況を見ると、年々増加しており、平成29年度は3,587件となっています。

図表33 養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況（東京都）

（件）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2,761	2,959	3,056	3,243	3,587

東京都福祉保健局「平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成29年度）

東京都における職場でのセクシュアルハラスメントの労働相談件数は増加傾向にあり、平成30年度は2,000件を超えています。

図表34 セクシュアルハラスメント労働相談件数の推移（東京都）

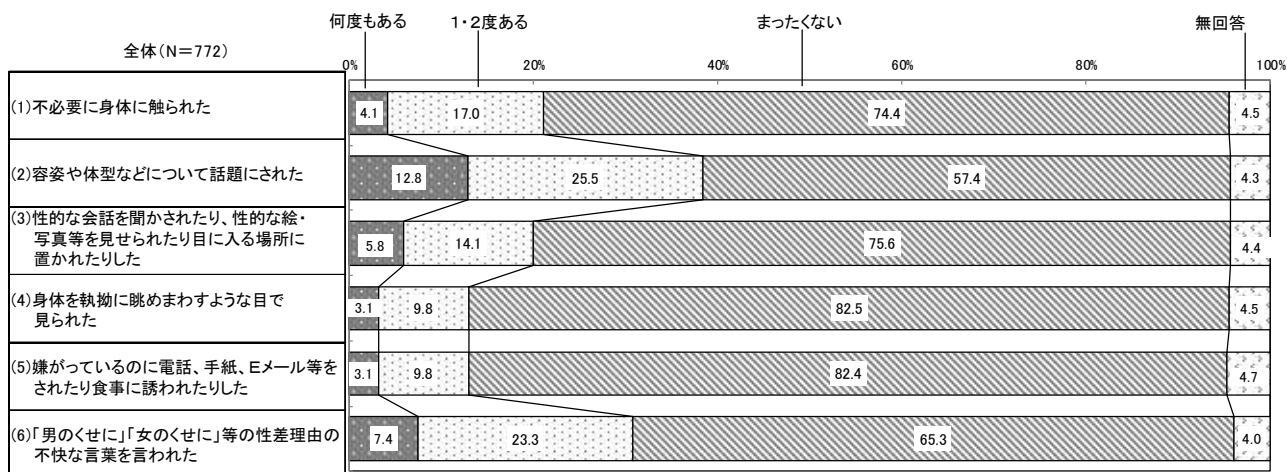
（件）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,162	1,198	1,555	1,569	2,036

東京都労働局「労働相談及びあっせんの状況」（平成30年度）

「意識調査」では、セクシュアルハラスメントを受けた経験について、「容姿や体型などについて話題にされた」「『男のくせに』『女のくせに』などの性差理由の不快な言葉を言われた」などの回答が多くなっています。

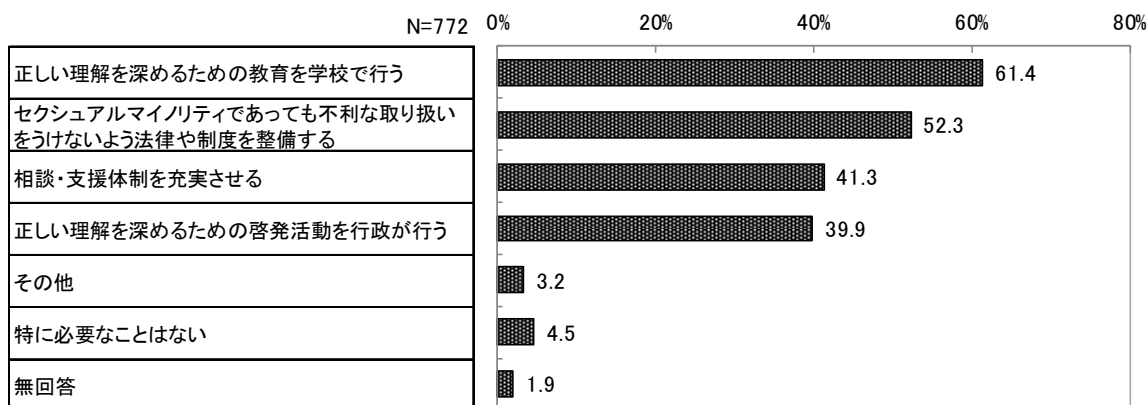
図表 35 セクシュアルハラスメントを受けた経験（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

「意識調査」では、性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策として、正しい理解を深めるための学校教育、法律や制度の整備が半数以上、相談・支援体制の充実、行政による意識啓発活動も約4割挙げられています。

図表 36 性的マイノリティの人々の人権を守るために、必要な方策（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

【施策の方向】

男女共同参画社会の形成には、誰もが、お互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことが大切です。DV、セクシュアルハラスメント、虐待等の行為は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現への妨げとなります。これらは、社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、その防止に向けた取組と相談体制の充実を図ります。

また、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないといわれています。多様な性の在り方を尊重する社会を実現するため、性的マイノリティの人々への理解の促進と支援に努めます。

庁内においては、男女平等の視点に立った表現の使用について啓発を行います。

【施策】

(1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

子ども、高齢者、障害のある人等への暴力の予防と根絶のための情報提供、意識啓発の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを進めます。特に、児童虐待については、虐待を防ぐための意識啓発や、相談しやすい体制づくりに努め、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、育児不安や精神的不安の解消を図り、虐待の早期発見、早期対応や保護・自立に至るまでの総合的な支援体制の整備を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
58	児童虐待を防ぐための意識啓発	11月の児童虐待防止推進月間や市内イベントにおける市民への普及活動や、学校や保育所、民生委員など関係機関の研修を行い情報共有や意識啓発を図っていきます。	子ども家庭支援課
59	各種相談体制の充実	人権身の上相談(市民相談室)、女性問題相談(男女共同参画センター「フューラル」)、母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談(子育て応援課)を行います。また、子どもに関する相談、高齢者等の福祉や権利擁護に関する相談、障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。	広報課 地域コミュニティ課 高齢者支援課 障害者福祉課 健康推進課 子育て応援課 子ども家庭支援課 保育支援課 児童青少年課 指導室
60	児童虐待防止への対応	児童虐待防止対応マニュアルを活用し、関係機関との連携強化、情報共有を図り、早期対応により児童虐待の重篤化を防止します。また、学校や保育所等との定期的な情報交換を行い、更なる児童虐待防止を図ります。	子ども家庭支援課

(2) セクシュアルハラスメント等防止の推進

セクシュアルハラスメント^{11*}は、職場のみならず、学校や地域社会等、様々な場面において起こり得るものです。加害者の無自覚な言動がセクシュアルハラスメントとなることもあり、セクシュアルハラスメント防止に向けた意識啓発とともに、様々なハラスメントの防止に向けた取組も重要であるといえます。

セクシュアルハラスメント等は社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及・啓発や相談体制の充実を図ります。

また、雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けては、労働者・使用者の双方に対して普及・啓発を行い、主体的な取組を促します。

No.	事業項目	概要	担当課
61	職場・地域等におけるセクシュアルハラスメント等防止の推進	国や都と連携し、企業や地域に、セクシュアルハラスメント防止ハンドブック等で広く情報提供を行うとともに、講座や職員研修の中で啓発に努めます。	地域コミュニティ課 住宅勤労課
62	職員・教職員に対する研修の実施	全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント等防止に係る意識付けを行います。	職員課 指導室
63	職員・教職員のための相談窓口の安定的な運用	セクシュアルハラスメント等について、相談しやすい体制を常時整えるため、苦情処理担当窓口の安定的な運用を図ります。	職員課 指導室

¹¹ 職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けるなど、職場の環境が不快なものとなること。ハラスメントには、他に次のようなものもあります。(厚生労働省 HP)

・パワーハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられたりする行為をいいます。

・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為を「不利益取扱い」といいます。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

(3) 性的マイノリティへの理解促進と支援

近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティ^{12*}に対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないといわれています。性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、意識啓発を行うとともに、平成31年4月1日に施行されたパートナーシップ宣誓制度の周知に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
64	性的マイノリティに関する理解の促進	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため、意識啓発を実施します。	政策課
65	パートナーシップ宣誓制度の周知	一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明するパートナーシップ宣誓制度を周知します。	政策課

(4) 平和・人権意識の啓発の推進

人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。平和を願い、人権を大切に
する意識を高めるとともに、平和に関する学習や啓発事業を推進します。

No.	事業項目	概要	担当課
66	憲法講演会の開催	基本的人権をうたっている日本国憲法に関する講演を開催し、広く市民に憲法について考えてもらう機会を提供します。	文化生涯学習課
67	平和展の開催	市民が戦争・平和について考える一助として平和展を開催します。また、平和啓発事業として、夏休み平和子ども教室、パネル展等を実施します。	文化生涯学習課
20	学校教育における男女共同参画の推進(再掲)	教育活動全体を通して、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力・適性等を大切にするとともに「児童の権利に関する条約」や性教育・メディアリテラシー等についての人権教育の啓発に取り組みます。	子ども家庭支援課 学務保健課 指導室
21	教職員の男女平等意識の向上の推進(再掲)	職務及び資質の向上を目指した男女平等も含めた人権研修を実施するほか、事例紹介等を通じた女性管理職への昇任意欲の向上や意識啓発支援などに取り組みます。また、女性教員が働きやすい学校環境の整備に努めます。	指導室

¹² 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(LGBT)や、典型的とされていない性的指向や性自認(SOGI)等を言います。(府中市)

課題3 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージごとの身体的な変化が大きく、女性特有の疾病等に留意する必要があります。

府中市の子宮がん検診の受診率は、平成25・26年度に20%を超えたものの、平成27年度以降は15%前後で推移しています。乳がん検診の受診率は、平成25年度以降、東京都の平均値と比べると高い値で推移しています。

図表37 子宮がん・乳がん検診受診率の推移（東京都・府中市）

(%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
子宮がん	府中市	10.5	21.1	21.1	15.0	14.5
	東京都	17.7	20.7	21.2	19.2	14.9
乳がん	府中市	14.0	24.2	29.7	24.5	25.8
	東京都	15.7	20.1	21.4	20.5	17.8

東京都福祉保健局「北多摩南部保険医療圏 保健医療福祉データ集」(平成26年～30年版)

【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。

特に、女性の身体には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性と異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠・出産が女性の心身に大きな影響を及ぼし、また、その人生設計を大きく左右し得るものであることから、女性の自己決定が十分尊重され、健康状態やライフステージに応じた的確な自己管理を行うことが重要となります。また、性別・年代に応じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）^{13*}の視点に立った、性に関する正しい知識や意識の啓発を行うとともに自分自身の心身の健康について適切な知識を持ち、健康を維持できるよう、生涯を通じての健康支援を図ります。

¹³ 人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全な良好な状態にあることを指し、1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議の行動計画で採択されました。(日本国際保健医療学会 HP)

【施策】

(1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援

男女の健康の維持・増進のために、健康診査や保健指導を行うとともに、健康的な食生活や運動習慣の確立を目指し、自発的に健康づくりに努めることができるよう、それぞれのライフステージに応じた健康支援を図ります。

また、女性が主体的に妊娠・出産について自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発活動を充実します。

No.	事業項目	概要	担当課
46	母子の健康支援(再掲)	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、女性のための健康講座を開催します。	地域コミュニティ課 子ども家庭支援課
68	ライフステージに応じた健康支援	ライフステージに応じた健康診断や各種講座を実施するとともに、啓発等を行います。	スポーツ振興課 健康推進課
69	健康に関する相談	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。	健康推進課
10	介護予防への取組の充実(再掲)	いつまでも自分らしく自立して生活するために、介護予防に関する情報の提供や講座の開催、介護予防に関する取組を実施します。	高齢者支援課
70	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	母子保健相談を通しての啓発のほか、両親学級などの場で父親への啓発も行います。また、妊娠前の女性についても講座等で意識啓発を行います。	地域コミュニティ課 子ども家庭支援課

課題4 相談体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画センター「フューール」における相談件数は、平成28年度まで増加傾向でしたが、平成29年度以降1,000件台を推移しています。相談内容別では、「夫婦関係」「家族関係」の相談件数は減少していますが、「自分自身」の相談件数は増加傾向にあります。

府中市の各種相談業務の中で、福祉総合相談は、高齢者人口に占める女性の割合が高いことから、女性の相談件数が多くなっています。

図表38 男女共同参画センター「フューール」における相談状況の推移

(件)

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自分自身	88	130	147	144	163
夫婦関係	275	284	300	228	247
家族関係	238	214	325	158	181
その他	723	703	729	552	454
合計	1,324	1,331	1,501	1,082	1,045

※平成30年度まではスクエア21・女性センター

府中市調べ

【施策の方向】

人権の尊重、男女共同参画の視点に立ち、女性が抱えている様々な問題を解決するためには、相談体制の充実が不可欠です。相談内容が複雑化しているため、職員の更なる能力向上を図るとともに、男女共同参画に関わる相談について、関係機関との連携を深める必要があります。

女性や児童等に対する暴力やいじめ、子育ての不安や悩みを解決するため、それぞれの相談窓口の専門性の向上と関係機関との連携を促進し適切な対応に努めるとともに、利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、インターネットによる相談体制について研究します。

【施策】

(1) 相談窓口の充実

個々人が抱える様々な問題を解決するため、相談者が利用しやすい体制づくりや相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して専門的な視点から問題解決の支援を行います。

No.	事業項目	概要	担当課
59	各種相談体制の充実(再掲)	人権身の上相談(市民相談室)、女性問題相談(男女共同参画センター「フュール」)、母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談(子育て応援課)を行います。また、子どもに関する相談、高齢者等の福祉や権利擁護に関する相談、障害のある人の福祉や地域生活についての相談を行います。	広報課 地域コミュニティ課 高齢者支援課 障害者福祉課 健康推進課 子育て応援課 子ども家庭支援課 保育支援課 児童青少年課 指導室
69	健康に関する相談(再掲)	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。	健康推進課
29	外国人相談窓口の充実(再掲)	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、市政の相談に応じます。	広報課
63	職員・教職員のための相談窓口の安定的な運用(再掲)	セクシュアルハラスメント等について、相談しやすい体制を常時整えるため、苦情処理担当窓口の安定的な運用を図ります。	職員課 指導室
31	労働相談(再掲)	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。	広報課

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくり

課題 1 男女共同参画意識の普及・啓発

【現状と課題】

男女共同参画センター「フチャール」は、平成31年4月に「スクエア21・女性センター」から名称を変更しました。男女共同参画センター「フチャール」では、男女共同参画の視点に立った、様々な意識啓発活動を実施するとともに、男女共同参画を推進する拠点として学習・交流の機会と場を提供しています。また、年間を通して男女共同参画についての各種講座を開催しており、毎年、男女共同参画推進フォーラムを開催するほか、女性問題相談等の窓口を設置しています。

男女共同参画センター「フチャール」の来館者数・登録団体数・施設稼働率を見ると、年間来館者数は平成27年度以降、登録団体数と施設稼働率は平成26年度以降、減少しています。男女共同参画センター「フチャール」で開催している各種講座と、男女共同参画推進フォーラムの講座数と延べ参加者数を見ると、各種講座・男女共同参画推進フォーラムともに増加しています。各種講座の男性の参加者数も増加傾向ですが、全体の2割に達していません。

図表 39 男女共同参画センター「フチャール」の利用状況の推移

(人・団体・%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間来館者数	50,170	53,154	48,943	47,015	46,649
登録団体数	129	125	124	119	110
施設稼働率	40.8	38.7	37.6	37.3	33.8

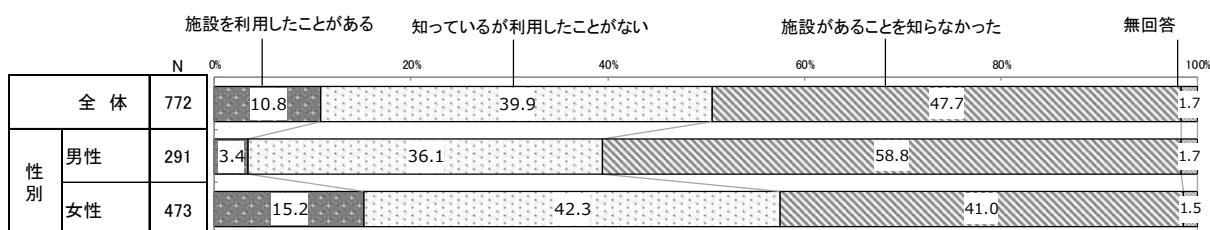
(講座・人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
各種講座	講座数	31	45	42	56
	延べ参加者数 ()内男性	1,988(193)	2,720(325)	3,928(736)	4,746(933)
男女共同 参画推進 フォーラム	講座数	25	27	21	22
	延べ参加者数	934	907	1,082	1,300

※平成30年度まではスクエア21・女性センター
府中市調べ

「意識調査」では、「施設を利用したことがある」は約 1 割、「施設があることを知らなかった」は約 5 割となっています。

図表 40 男女共同参画センター「フチャール」の認知・利用経験（全体・男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

※スクエア 21・女性センターは、平成 31 年 4 月に男女共同参画センター「フチャール」に名称変更しました。なお、本調査結果は「スクエア 21・女性センター」の認知度です。

「意識調査」では、見たり聞いたりしたことがある言葉の中で、最も認知率が高い言葉は「パワーハラスメント」で、その他、「セクシュアルハラスメント」「ストーカー規制法」「男女雇用機会均等法」「マタニティハラスメント」の認知率が高い一方、「クォータ制」「ケアボス」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知率は低くなっています。「男女共同参画社会」の認知率は 5 割強にとどまり、国の「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年）」の 66.6% に及んでいません。

図表 41 見たり聞いたりしたことがある言葉（全体）

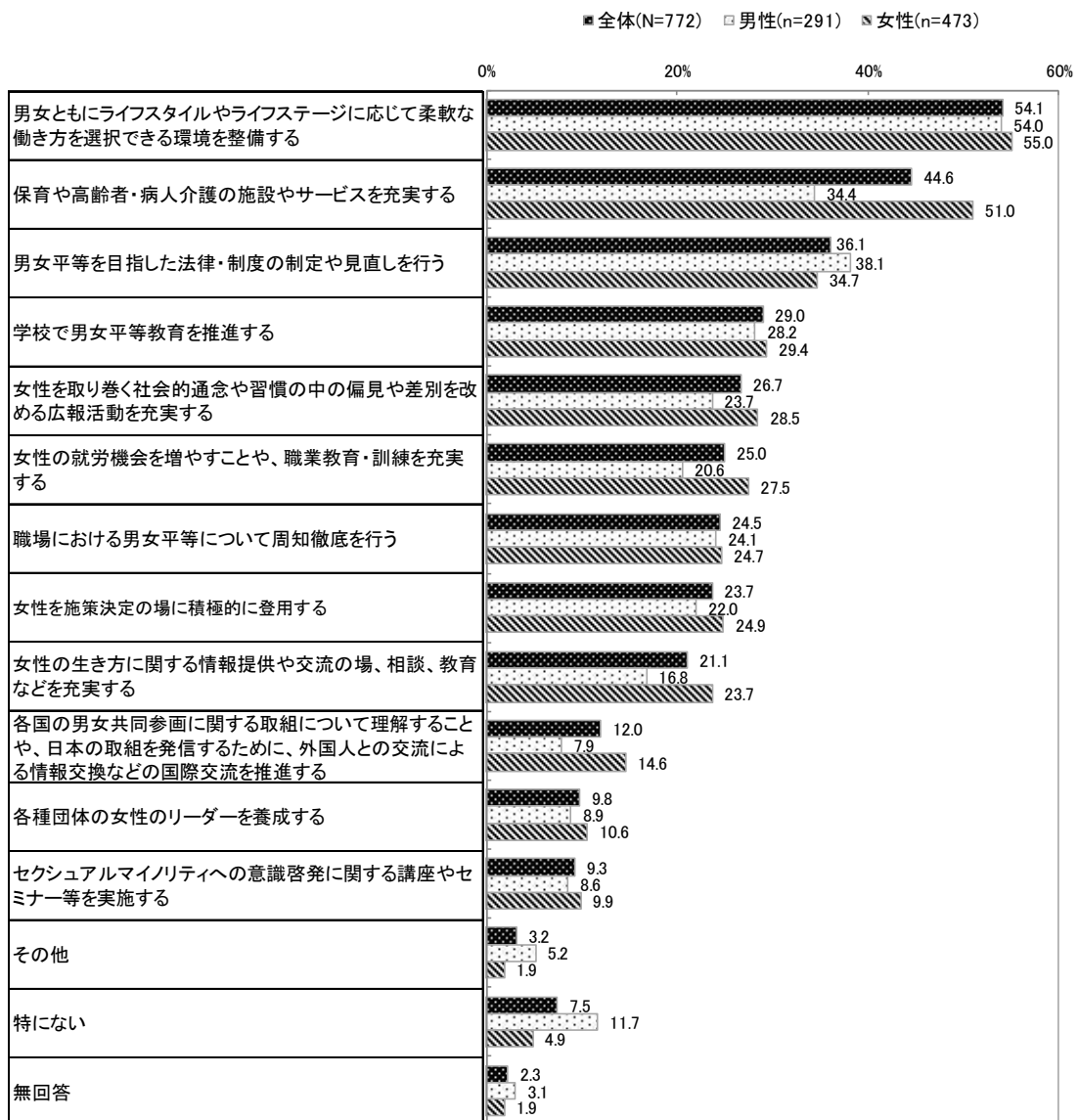
順位	見たり聞いたりしたことがある言葉	%	順位	見たり聞いたりしたことがある言葉	%
1	パワーハラスメント	94.3	11	セクシュアルマイノリティ	52.6
2	セクシュアルハラスメント	89.8	12	女性差別撤廃条約	40.8
3	ストーカー規制法	88.7	13	女性活躍推進法	39.8
4	男女雇用機会均等法	82.6	14	配偶者暴力防止法	37.6
5	マタニティハラスメント	82.3	15	メディア・リテラシー	26.0
6	DV・デートDV	79.5	16	イクボス	16.5
7	ジェンダー	61.3	17	ポジティブ・アクション	12.7
8	LGBT	58.7	18	クォータ制	6.1
9	ワーク・ライフ・バランス	54.8	19	ケアボス	5.7
10	男女共同参画社会	52.8	20	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	3.8

府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

「意識調査」では、男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこととして、「男女ともにライフスタイルやライフステージに応じて柔軟な働き方を選択できる環境を整備する」が5割を超えて最も多く、「保育や高齢者・病人介護の施設やサービスを充実する」「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」が続いています。男女別では、「保育や高齢者・病人介護の施設やサービスを充実する」は、女性は過半数を占めますが、男性は3割強で、男女差が見られます。

また、「女性を取り巻く社会的通念や習慣の中の偏見や差別を改める広報活動を充実する」「職場における男女平等について周知徹底を行う」「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などを充実する」は、いずれも2割台となっています。

図表 42 男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現させるために、特に力を入れてほしいこと（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

【施策の方向】

男女共同参画の理念については、今後も引き続き周知を図っていく必要があり、男女共同参画社会の実現のために、様々な媒体や機会を利用して広報・啓発活動に努めます。

また、市民意識の調査や市内外の動向を把握することなどにより、効率的な男女共同参画施策の推進に努めます。

庁内においては、男女平等の視点に立った表現の使用について啓発を行います。

市民の関心を高めるためにも、男女共同参画意識の普及・啓発が重要です。男女共同参画社会の実現のためには、男性の理解が不可欠であるため、男性が関心を持ちやすい講座を実施するなど、参加者数を増やす工夫をしていくとともに、男女共同参画センター「フューラル」の来館者数、登録団体数及び施設稼働率を増やすため、施設周知に取り組んでいきます。

【施策】

(1) 広報・啓発活動の充実

広報紙や市の出版物等を作成する際に、固定的な性別役割分担に基づいた表現など男女共同参画の妨げにならない表現をしていくよう、職員への啓発を図ります。また、国や都の男女共同参画における動向を注視するとともに、広報紙や啓発冊子、講座等を通じて、女性だけでなく男性に対しても、男女共同参画社会についての周知や性差別等についての広報・啓発活動を積極的に行います。

No.	事業項目	概要	担当課
71	映像・活字等における適切な表現への配慮	「男女共同参画表現ガイドライン」を活用し、市の発行物等を作成する際には、男女平等の視点に立ち作成するよう働きかけます。	地域コミュニティ課 全庁
72	広報紙・啓発冊子等での啓発の充実	広く市民へ啓発するため、広報紙やテレビ広報等を活用した啓発活動を実施します。	広報課 地域コミュニティ課
73	男女共同参画についての講座等による意識啓発	男女共同参画センター「フューラル」で年間を通じて各種講座を開催し、男女共同参画に関する啓発を行います。	地域コミュニティ課

(2) 情報の収集・提供

各種の施策の基礎資料とするために、女性問題についての国や都、他の自治体や団体等の動向を把握するとともに、市民意識の実態等を調査し、各種の情報・資料の収集・提供に努めます。

No.	事業項目	概要	担当課
2	男女共同参画についての調査(再掲)	市政世論調査等の中で男女共同参画に関する調査を行います。	広報課 地域コミュニティ課
30	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発活動の充実(再掲)	長時間労働是正やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を、ポスター・パンフレット等により周知するとともに、セミナー等を実施し、市民の意識啓発を図ります。	地域コミュニティ課 住宅勤労課
65	パートナーシップ宣誓制度の周知(再掲)	一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明するパートナーシップ宣誓制度を周知します。	政策課

(3) 推進体制の充実

府中市では、広く市民の意見を施策に反映させるため、市民参加による「府中市男女共同参画推進協議会」及び市役所の横断的組織として「府中市男女共同参画推進本部」を設置しており、これらの男女共同参画を進めるための組織の充実を図ります。

また、男女共同参画センター「フチャール」では、情報・学習の機会、人材の育成や交流等を積極的に行い、男女共同参画の活動拠点としての機能と事業の充実を図ります。

No.	事業項目	概要	担当課
74	男女共同参画の推進に係る検討機関の運営	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進協議会を運営し、その充実を図ります。	地域コミュニティ課
75	男女共同参画の推進に係る庁内推進組織の運営	男女共同参画の推進のため、市長を本部長として設置する府中市男女共同参画推進本部を運営します。	地域コミュニティ課
22	男女共同参画センター「フチャール」の運営(再掲)	男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フチャール」を運営し、学習・交流の機会と場を提供します。また、利用者を増やすために施設の周知を図ります。	地域コミュニティ課

参 考 资 料

国際婦人年以降の女性の問題解決に向けての主な動き

年次	国連等	国内
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択 ●1976～85年を「国連婦人の10年」と宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ●総理府に「婦人問題企画推進本部」（本部長に内閣総理大臣）及び「婦人問題企画推進会議」を設置 ●総理府婦人問題担当室設置
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> ●第1回日本婦人問題会議開催「民法等の一部を改正する法律」成立（離婚後における婚氏続称制度の新設）
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館開設
1978年 (昭和53年)		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連総会「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」中間年 世界婦人会議（コペンハーゲンで開催）で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名（日本を含む51か国）
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO総会で「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(156号)」及び「同勧告」採択 ●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定 ●母子福祉法改正
1982年 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> ●女性差別撤廃委員会（CEDAW）設置 	
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立（父系血統主義から父母両系血統主義へ）
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」最終年。ナイロビ世界会議で「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国民年金法等の一部を改正する法律」成立（無職配偶者の年金権確立等） ●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」成立 ●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
1986年 (昭和61年)		

東京都	府中市
●東京都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
●東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」提言 ●婦人問題総合窓口開設（婦人計画課）	
●東京都婦人相談センター（かけこみ寺）開設 ●東京都婦人関係行政推進協議会及び東京都婦人問題会議の設置	
●「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
●東京都婦人情報センター開設	
●「東京都婦人問題協議会」設置	
	10月 東京都女性海外視察へ女性市民を派遣 デンマーク・スイス1名
●「婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	6月 婦人活動推進協議会発足 7月 「生活文化部文化事業課婦人係」組織改正
	6月 婦人活動推進協議会「婦人の地位向上に関する施策について（中間）」答申
	5月 婦人活動推進協議会「婦人の地位向上に関する施策について（最終）」答申 9月 婦人問題啓発誌「デュエット」創刊
	3月 「府中市婦人行動計画」策定

年 次	国 連 等	国 内
1987年 (昭和62年)		●婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年 (昭和63年)		●労働基準法一部改正（労働時間の短縮等）
1989年 (平成元年)	●国連総会で「児童の権利に関する条約」採択	
1990年 (平成2年)	●国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年 (平成3年)		●「育児休業等に関する法律」成立 ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定
1992年 (平成4年)		●「育児休業等に関する法律」施行 ●「介護休業制度等に関するガイドライン」策定 ●「婚姻及び離婚に関する見直し審議に関する中間報告（論点整理）」発表
1993年 (平成5年)	●第48回国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）成立 ●中学校技術・家庭科の男女共通履修実施
1994年 (平成6年)	●国際家族年 ●5月15日を「国際家族デー」とする国際人口・開発会議（カイロ）が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択	●男女共同参画推進本部の設置 ●男女共同参画室の設置 ●男女共同参画審議会の設置 ●法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」の公表 ●「国民年金法の一部を改正する法律」成立 ●高等学校家庭科男女必修実施 ●「児童の権利に関する条約」批准

東京都	府中市
●東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方-21世紀へ向けての新たな展開-」報告	7月 「婦人懇話会」発足 「婦人問題解決の関係施策の確立」諮問 10月 東京都女性海外視察へ女性市民を派遣 デンマーク・西ドイツ1名
	2月 第1回府中市女性フォーラム開催 4月 「生活文化部婦人問題担当」に組織改正 5月 婦人懇話会「婦人開館（仮称）設置に関する答申書」を答申
●東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして-その課題と基本的考え方-」報告	6月 婦人懇話会「女性の社会参加についての答申書」答申
●東京都女性問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」報告	3月 女性のための暮らしの情報誌「女性ハンドブック」発行 中河原再開発事業組合と女性会館（仮称）購入契約 4月 「生活文化部女性活動推進担当」に組織改正 7月 婦人懇話会「男女平等意識の醸成について」答申 9月 女性意識・実態調査実施
●「女性問題解決のための東京都行動計画-21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン-」策定	9月 府中市女性国際親善の集い
●組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ●財団法人東京女性財団設立	4月 女性海外交流事業開始 5月 第1回女性海外交流事業派遣 東南アジア2名 アメリカ東南部2名 6月 府中市女性懇談会発足 10月 東京都女性海外視察へ女性市民を派遣 マレーシア・シンガポール1名
●第2期東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり-21世紀への旅立ち-」報告	4月 府中市女性懇談会「府中市女性行動計画」策定への提言提出 6月 第2次女性行動計画策定 9月 府中市立女性会館（仮称）事業運営協議会発足 11月 府中市立女性会館（仮称）の実施設計完成
	1月 府中市女性会館（仮称）名称を公募 2月 府中市女性会館（仮称）名称審査委員会発足 会館の名称を審査し、市長に報告 4月 「生活文化部女性青少年課」に組織改正 9月 「府中市女性センター条例」を定例市議会で議決 11月 府中市女性会館（仮称）内装工事竣工

年 次	国 連 等	国 内
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議（北京）で「北京宣言」及び「行動綱領」採択	●「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（介護休業制度の法制化）施行 ●ILO156号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）の批准 ●「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」公表
1996年 (平成8年)		●法制審議会民法部会「民法の一部を改正する法律案要綱案」を決定 ●「優性保護法」改正（名称を「母体保護法」へ） ●「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年（平成12年）度までの国内行動計画-」策定
1997年 (平成9年)		●「男女共同参画審議会設置法」施行 ●「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」一部改正 ●「介護保険法」成立
1998年 (平成10年)		●（改正）「男女雇用機会均等法」一部施行 ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申 ●同審議会「女性に対する暴力」について中間報告 ●児童福祉法施行令改正（「保母」の名称を「保育士」に改称）
1999年 (平成11年)		●（改正）「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申
2000年 (平成12年)	●国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●同審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定

東京都	府中市
<ul style="list-style-type: none"> ●第3期東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の新たな展開に向けてーエンパワーメント・アプローチ」報告 ●「東京ウィメンズプラザ」開館 	2月 「府中市女性センター」落成、業務開始 4月 「府中市女性センター運営協議会」発足 7月 女性問題啓発誌「デュエット」を「スクエア21」と改題 8月 東京都女性海外視察へ女性市民を派遣 中国1名 9月 第4回女性世界会議「北京大会」開催。府中市民11名参加
	2月 開館1周年記念事業開催 4月 運営協議会「中間報告書」提出
<ul style="list-style-type: none"> ●東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告 	3月 女性センター運営協議会「第Ⅰ期報告書」提出 4月 第Ⅱ期女性センター運営協議会発足 9月 女性センター運営協議会「平成10年度女性センターの運営と事業計画について」答申
<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等推進のための東京都行動計画 ●「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 	5月 第7回女性海外交流事業派遣者決定（翌年度より休止） 7月 「女性の人権や女性に対する暴力について」意識・実態調査 女性センター運営協議会「西暦2000年（開館5周年）までに優先して取り組むべき事業について」報告 12月 第4回市議会定例会「男女共同参画都市宣言制定に関する要望決議」（議員提案）全会一致で可決
<ul style="list-style-type: none"> ●東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について」報告 	1月 女性センター運営協議会「男女共同参画都市宣言について」報告書提出 3月 第1回市議会定例会「府中市男女共同参画都市宣言」全会一致で可決 7月 市政世論調査「男女のあり方」等意識実態調査実施 11月 市制45周年記念式典で「男女共同参画都市」を宣言 男女共同参画宣言都市奨励事業「府中市女性フォーラム」開催 12月 女性センター運営協議会「男女が共に参画するまち府中プラン」報告書～第3次府中市女性行動計画への提言～報告
<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都男女平等参画基本条例」施行 	3月 男女共同参画都市宣言記念事業「第13回府中市女性フォーラム」開催 5月 第3次府中市男女共同参画計画「男女が共に参画するまち府中プラン」策定 8月 「府中市男女共同参画推進本部」設置

年 次	国 連 等	国 内
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)施行 ●第1回男女共同参画週間
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ●改正育児・介護休業法施行
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」施行 ●2002年の出生率、戦後最低の1.32 ●「少子化社会対策基本法」施行
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針策定 ●「育児・介護休業法」改正
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」の改正 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」策定

東京都	府中市
●東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」中間まとめ	4月 女性センター登録団体連絡会発足 7月 「府中市職員の男女平等に関する意識調査」報告書作成 8月 府中市男女共同参画推進懇談会設置
●男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定	4月 府中市男女共同参画推進懇談会による中間報告 9月 第16回府中市男女共同参画推進フォーラム開催（女性フォーラム改称）
	3月 府中市男女共同参画推進懇談会による最終報告 4月 第2期府中市男女共同参画推進懇談会発足 「男女共同参画 表現ガイドライン」作成
	7月 市政世論調査「男女のあり方」等意識調査実施 12月 市制50周年記念第18回府中市男女共同参画推進フォーラム開催
●「次世代育成支援東京都行動計画」策定	2月 女性センター開館10周年記念講演会開催 3月 府中市男女共同参画推進懇談会による最終報告 4月 「生活文化部市民活動支援課」に組織改正 第3期府中市男女共同参画推進懇談会発足
●「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	5月 男女共同参画推進懇談会「第3次府中市男女共同参画計画の見直しについて」報告
●男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート 東京プラン2007」策定	2月 「府中市職員の男女平等に関する意識調査」報告書作成 3月 府中市男女共同参画推進懇談会による最終報告 4月 第4次府中市男女共同参画計画「男女が共に参画するまち府中プラン」策定 第4期府中市男女共同参画推進懇談会発足
	5月 府中市男女共同参画推進懇談会「新たな取組を必要とする防災分野における男女共同参画の推進について」報告書
●「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	3月 府中市男女共同参画推進懇談会「府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について」報告書 4月 第5期府中市男女共同参画推進懇談会発足 11月 男女共同参画都市宣言10周年記念第23回府中市男女共同参画推進フォーラム開催
●「次世代育成支援 東京都行動計画（後期）」策定	4月 府中市男女共同参画推進懇談会による中間報告

年 次	国 連 等	国 内
2011年 (平成23年)	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関 (UN Women) 発足	
2012年 (平成24年)		
2013年 (平成25年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
2014年 (平成26年)		
2015年 (平成27年)	●国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク) ●国連持続可能な開発サミット(ニューヨーク)開催	●「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 ●「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年 (平成28年)		●「育児・介護休業法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正
2017年 (平成29年)		●「育児・介護休業法」改正
2018年 (平成30年)		●「政治分野における男女共同参画推進法」制定
2019年 (令和元年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正

東京都	府中市
	3月 府中市男女共同参画推進懇談会「府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について」「DV被害者支援のための取組について」報告書 4月 第6期府中市男女共同参画推進懇談会発足
<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等参画のための東京都行動計画 改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 ●「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 	3月 府中市男女共同参画推進懇談会による中間報告
	3月 府中市男女共同参画推進懇談会「府中市における男女共同参画のまちづくりについて」報告書 4月 「市民協働推進本部市民活動支援課」に組織改正 第7期府中市男女共同参画推進懇談会発足
	3月 府中市男女共同参画推進懇談会による中間報告 9月 府中市男女共同参画推進懇談会による中間報告 11月 府中市女性センター開館20周年記念「男女共同参画推進フォーラム」開催
	3月 府中市男女共同参画推進懇談会「府中市における男女共同参画のまちづくりについて」報告書 4月 第5次府中市男女共同参画計画「男女が共に参画するまち府中プラン」策定 5月 第1期府中市男女共同参画推進協議会発足
<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都女性活躍推進白書」策定 	3月 府中市男女共同参画推進協議会「府中市男女共同参画の推進について」報告書
<ul style="list-style-type: none"> ●「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 	3月 府中市男女共同参画推進協議会「府中市男女共同参画の推進に関する事項について」答申 4月 「市民協働推進部地域コミュニティ課」に組織改正 5月 第2期府中市男女共同参画推進協議会発足
	3月 府中市男女共同参画推進協議会「府中市男女共同参画の推進について」報告書
	2月 府中市男女共同参画推進協議会「府中市男女共同参画の推進に関する事項について」答申 4月 スクエア21・府中市女性センターを府中市男女共同参画センター「フューラル」へ名称変更 第3期府中市男女共同参画推進協議会発足 11月 府中市男女共同参画センター「フューラル」開館25周年記念「男女共同参画推進フォーラム」開催

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
【改正】平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的と

する。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなけれ

ばならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的

協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参

画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 二 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 三 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第五項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過
措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第二条及び第三条を除く。)
は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)
【改正】平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条 1 第 4 条)
第 2 章	基本方針等(第 5 条・第 6 条)
第 3 章	事業主行動計画等
第 1 節	事業主行動計画策定指針(第 7 条)
第 2 節	一般事業主行動計画(第 8 条—第 14 条)
第 3 節	特定事業主行動計画(第 15 条)
第 4 節	女性の職業選択に資する情報の公表(第 16 条・第 17 条)
第 4 章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 18 条—第 25 条)
第 5 章	雑則(第 26 条—第 28 条)
第 6 章	罰則(第 29 条—第 34 条)
	附則

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及び

その活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生

活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用

する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の

数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用す

る労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性

の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平29法14・一部改正)

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生

労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)

の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第 29 条 第 12 条第五項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事し

た者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平29法14・一部改正)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第

28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- 二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改

正規定（「100分の50を」を「100の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)
【最終改正】令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条―第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条―第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対す

る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、

次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の三及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保

護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴

力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた

日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面とし

なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立

ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力

を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申し立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を

請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人

相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の二 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則〔令和元年法律第四46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定公布の日

二 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

三 第2条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

第6次府中市男女共同参画計画

男女が共に参画するまち府中プラン

発行年月：令和2年4月

発行：府中市

編集：府中市市民協働推進部地域コミュニティ課男女共同参画推進係

所在地：〒183-0034

府中市住吉町1丁目84番地

府中市男女共同参画センター「フューラル」

電話：042-351-4600



①ほっとするね 緑の府中

府中市